

7. 付 議 事 件

- 認第1号 平成24年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成24年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成24年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

西川委員長 皆さん、おはようございます。

きのうは遅くまで、休憩も少なくご審議をいただいて、本当にご苦労さんでございました。できましたら、もうきょう1日で決算の委員会を終えたいという予定でございますので、委員の皆さんには質問は簡単明瞭をお願いをいたしまして、理事者の方々にはしっかりと質問内容を把握して、的確な答弁をお願い申し上げます。

質問につきましては、きのうも申し上げましたとおり、1回につきましては3問まで、質問回数につきましては原則として2回までで、3回目は発言のみとなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員は9名でございます、定足数に達しておりますので、きのうに引き続きまして決算特別委員会を開会いたします。

傍聴議員、一般傍聴はございませんが、会議中の入退室は、きょうも多分、あまり休憩時間がないと思いますので、トイレ等には立っていただいて結構でございますので、一般の傍聴及び会議中の入退室については、許可をいたします。

いつものことですが、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに切り替えるようお願いを申し上げます。発言をされる場合は、挙手をいただき、私が指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから起立をして発言されますようお願いを申し上げます。

理事者は、先ほど申し上げましたように、簡単明瞭に、的確にご答弁いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより歳入からの議案審査に移りますので、よろしくお願いたします。

それでは、歳入の説明を求めます。

邨田会計管理者。

邨田会計管理者 皆さん、おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして、本日は歳入からご説明申し上げます。

ページ数、12ページをごらんいただきたいと思います。

1款市税におきましては、全体で41億6,828万6,781円の収入でございます。内訳といたしまして、市民税では個人の部分で15億6,137万4,095円、また法人におきましては3億5,746万850円でございます。固定資産税におきましては19億5,782万577円、国有資産等所在市町村交付金におきましては326万9,300円でございます。また、軽自動車税におきましては6,827万9,614円の収入でございます。下に移りまして、市たばこ税でございます。2億2,008万2,345円の収入でございます。

2款の地方譲与税におきましては、全体といたしまして1億558万5,145円で、1目の地方揮発油譲与税におきましては3,140万1,000円でございます。また、自動車や重量譲与税におきましては7,418万4,000円でございます。地方道路譲与税におきましては145円でございます。

3款の利子割交付金におきましては1,446万8,000円でございます。

続きまして、4款の配当割交付金におきましては1,656万9,000円でございます。

めくっていただきまして、5款の株式等譲渡所得割交付金におきましては402万3,000円でございます。

6款の地方消費税交付金におきましては2億8,320万9,000円でございます。

7款の自動車取得税交付金におきましては3,431万5,000円の収入でございます。

下に移りまして、8款地方特例交付金におきましては3,131万2,000円の収入でございます。

続きまして、9款の地方交付税では39億8,743万8,000円の収入でございます。

10款の交通安全対策特別交付金におきましては577万4,000円の収入でございます。

11款の分担金及び負担金におきましては、全体といたしまして2億519万1,200円の収入でございます。めくっていただきまして、農林商工費分担金におきましては1,242万5,000円の収入、負担金の民生費負担金におきましては1億9,276万6,200円の収入でございます。

続きまして、12款使用料及び手数料につきましては2億337万3,070円の収入で、使用料の1目総務使用料におきましては1,242万3,735円の収入でございます。2目の民生使用料につきましては43万6,500円、3目衛生使用料におきましては587万5,000円の収入でございます。下に移りまして、4目の農林商工使用料では262万8,540円の収入でございます。土木使用料では7,122万5,053円の収入でございます。6目の教育使用料では3,109万8,120円の収入でございます。2項の手数料の総務手数料では1,211万1,352円の収入でございます。めくっていただきまして、2目の衛生手数料では6,604万3,220円の収入でございます。3目の農林商工手数料では2万9,800円、4目の土木手数料では64万9,300円でございます。下に移っていただきまして、消防手数料では85万2,450円の収入でございます。

続きまして、13款国庫支出金でございます。全体といたしまして16億9,044万3,977円の収入で、1項の国庫負担金の1目民生費国庫負担金では11億8,302万7,889円の収入でございます。2目の災害復旧費国庫負担金では139万3,000円の収入でございます。めくっていただきまして、国庫補助金の1目民生費国庫補助金では2,517万6,000円の収入でございます。2目の衛生費国庫補助金では1億2,074万3,000円の収入でございます。3目の農林商工費国庫補助金では242万8,000円の収入でございます。下に移りまして、4目の土木国庫補助金では2億3,168万992円の収入でございます。5目の消防費国庫補助金では102万6,000円の収入でございます。6目の教育費国庫補助金では1億1,611万7,000円の収入でございます。めくっていただきまして、国庫委託金の1目総務費委託金では37万8,000円の収入でございます。民生費委託金におきましては847万4,096円の収入でございます。

続きまして、14款県支出金でございます。全体といたしましては7億7,479万5,130円の収入でございます。県負担金の1目の民生費県負担金では3億9,552万162円の収入でございます。下に移っていただきまして、県補助金の1目総務費県補助金では359万1,000円の収入でございます。2目の民生費県補助金では1億743万9,524円の収入でございます。めくっていただきまして、3目衛生費県補助金では2,848万円の収入でございます。4目農林商工費県補助金では1億6,552万1,842円の収入でございます。下に移っていただきまして、5目土木費県補助金では7万5,000円の収入、6目消防費県補助金では23万5,500円、7目教育費県補助金では233万3,480円の収入でございます。めくっていただきまして、県委託金でございま

す。総務費県委託金では6,807万6,622円の収入でございます。下に移っていただきまして、2目農林商工費県委託金では352万2,000円の収入でございます。

続きまして、15款財産収入でございます。全体といたしまして5,885万1,901円の収入でございます。1目の財産貸付収入では226万7,128円の収入、2目利子及び配当金では605万4,569円の収入でございます。めくっていただきまして、物品売払収入におきましては1,202万5,444円の収入でございます。2目の不動産売払収入では3,850万4,760円の収入でございます。

続きまして、16款の寄附金でございます。全体といたしまして591万4,050円の収入でございます。一般寄附金では474万円、民生費寄附金では50万円、土木費寄附金では4万4,050円、下に移っていただきまして、ふるさと応援寄附金では63万円。

続きまして、17款繰入金でございます。1,142万8,876円でございます。

続きまして、18款繰越金でございます。8億6,982万3,476円の収入でございます。

続きまして、19款諸収入でございます。全体といたしまして2億1,132万5,158円の収入でございます。延滞金では921万2,047円の収入でございます。めくっていただきまして、預金利子97万6,483円の収入でございます。雑入では、滞納処分費で7万3,685円、弁償金800円、過年度収入3,472万114円、雑入では1億6,634万2,029円の収入でございます。

めくっていただきまして、33ページ、20款市債でございます。全体といたしまして22億9,540万円の収入でございます。1目の総務費では13億590万円、2目土木債では1,480万円、臨時財政対策債では7億5,160万円、農業債では3,710万円、めくっていただきまして、6目消防債では470万円、7目災害復旧事業債では60万円、また教育債では1億8,070万円の収入でございます。

歳入合計といたしまして、予算現額177億5,797万4,350円に対しまして、調定額は179億839万1,153円、収入済額149億7,752万6,764円、不納欠損額667万2,759円、収入未済額29億2,419万1,630円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

西川委員長 それでは、ただいま歳入の説明を終わっていただきましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 昨日に引き続いて、一般会計の決算について質疑をしてみたいと思います。

まず、歳入の12ページ、市税について伺ってみたいと、このように思います。市税については、調定額が44億7,390万2,185円、収入済額が41億6,828万6,781円となっております。不納欠損額が667万2,759円、収入未済額が2億9,894万2,645円、このようになっております。

まず、個人市民税から伺ってみたい、このように思います。調定額の推移をしてみますと、平成24年度の個人市民税の普通徴収においては4億1,765万4,000円、前年比で4.9%の伸び、1,933万9,000円の増となっております。一方、特別徴収においては11億1,516万1,000円、これも4.8%、5,097万3,000円の増収となっております。合わせて15億3,285万1,000円、4.8%の増で7,031万2,000円と、こういうことになっているわけでありませう。

平成23年度においては、平成22年度比で減額、まあまあ減少をしたわけではありますが、平成24年度においては4.8%の伸びになっている。普通徴収、特別徴収とも、大体同程度の伸びになっております。特別徴収の場合は、納税義務者数が前年比で165人ふえております。一方、普通徴収の場合は、納税義務者数は107人減っているという状況の中で、このような結果になっているとおりでありますが、それぞれ前年と比較をして、どのような要因によって増収になったか、この点についてまずお伺いをしておきたい、このように思います。

それから次に、固定資産税と法人市民税です。法人市民税について伺ってまいります。調定額の推移を見ますと、平成24年度は平成23年度に比べて3億5,733万9,000円、マイナスの13.4ポイント減と、こういうことになっております。とりわけこの法人税割が2億7,893万円と、17.9ポイントの減額になっているわけであります。昨今の景気低迷による影響、あるいは市内の大企業の業績不振等が影響されているとも、このように思いますが、どのように分析をされておられるか。その一方で、法人市民税の納税義務者数の推移を見ますと、平成23年度比では23件増加をして529件にふえているという点もあるんですね。この点も少し踏まえながらご答弁をいただけたらありがたいと、このように思います。

次に、固定資産税についてお伺いをいたします。調定額の推移を見ますと、平成24年度においては土地で7億5,212万5,000円、平成23年度比でマイナスの1.98%となっております。家屋についても7億2,049万2,000円、これは少し大きくて、8.49ポイントのマイナスになっている。さらに償却資産については4億8,657万5,000円と、10.16ポイントも減額になっているわけであります。合計いたしますと、平成24年度は19億5,919万2,000円、前年比6.45ポイント減っているという結果になっております。これらの要因についてどのように分析をされているか、今後の見通し等もお伺いをしておきたい、このように思います。

西川委員長 西村課長。

西村税務課長 おはようございます。税務課の西村でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問の個人市民税の方からなんですけれども、平成24年度と平成23年度を比較いたしまして、普通徴収及び特別徴収で増減となっている理由でございますけれども、大きな要因といたしましては、税制改正によりまして、年少控除と16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことが大きな原因かと思われま。

その次に、納税義務者の方ですけれども、普通徴収の納税義務者の107人の減でございますけれども、給与所得者につきまして特徴の推進を行っております。ですから、普通徴収から特別徴収に一部変更になった方がおられるのと、退職者の方の給与は平成23年度には課税になっておりましたのが、平成24年になりますと給料がもうゼロになりますので、課税がなくなるということで減っているのかなと思われま。

特別徴収の方の増加については、住宅購入による給与所得者の転入者があったのが原因と、先ほど申しましたように、特徴の推進により、普通徴収からの変更が大きな要因かなと思われま。

次に、法人市民税の方なんですけれども、法人市民税の方は、均等割につきましては増額になっておりますのは、やっぱり事業者数が590にふえたわけであります。それともう1点

が、1社が7号法人から9号法人、41万円から300万円に変更になったのが大きな要因であります。

法人税割の方なんですけれども、シャープ等につきましては前年同様均等割の決算となっておりますが、主要法人につきましても業績不振により、還付が3,084万2,000円の還付になり、法人税割の減がこの還付による減であります。予算といたしましては、主要法人を予定と確定で7,000万円を見込んでおりましたが、決算としては77万円の決算額となりましたので、そのマイナス分が大きな原因かなと思われまます。

土地につきましては、特定市街化農地の宅地並み課税が平成22年度から開始になり、5年間減額措置の3年度目につきましては、評価額の価格に3分の1をして、さらに40%減額いたします。平成23年度は60%減額から、平成24年度は40%減額と減額幅が縮小されたことに伴い、課税の増加であります。路線評価の基本となるべき評価額につきましては平成24年度の評価替に伴い、平成22年7月から平成23年7月までの1年間で、基準値におきまして2.7%の下落があり、その減少とで平成23年度の調定と平成24年度の調定、1.9%の減になったと思われまます。

次に、家屋でありますけれども、新築家屋ですけれども、新築木造が152戸、非木造が50戸、合計202戸です。平成23年度の新築家屋の合計と203戸でほぼ同じなんですけれども、平成24年度については3年ごとの評価替の年度により、家屋について経年減点補正率の見直しにより、平成23年度調定と平成24年度調定で8.9の減になったと思われまます。

償却資産でありますけれども、これはもう上位企業の新規の設備投資が平成23年度に引き続きほとんどなかったもので、償却減額により課税標準額が減少しておりますので、平成23年度調定と平成24年度調定で16.16%の減になったと思われまます。

以上であります。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長から詳細にご説明をいただきました。

個人市民税については、課長の説明のように、とりわけ年少扶養控除の廃止によって若い夫婦世帯が税負担がふえています。その分が増収に大きく貢献をされているということでもあります。それが一番の特徴ではなかったのかというふうに思います。民主党政権によって子ども手当が創設され、それらがまた政権が交代することによって変わる。何が残ったかという、いわゆる税負担の増加が若い人たちに残った、夫婦、子ども世帯に残ったということではなかったかと、このように思います。

法人市民税については、若干法人がふえておりますけれども、この点では均等割については7.1ポイントふえている。しかし、実際の業態をあらわす法人税割の方は17.9ポイント、大きくやっぱり減らしている。市内のシャープを初めとした企業が非常に苦境に陥っているということが如実にあらわれているのではないかと、このように思います。

固定資産税については、土地、家屋、償却資産とも減額となり、6.54ポイント減った、こういうことでもあります。土地については、これは平成24年度の評価替によって、地価公示価格と固定資産税の評価額が大体一致する状況になってきた。これまで地価公示価格の3割程

度で固定資産税の評価額が定められていたものが、それを7割に引き上げて、それが一度に税が上がることにならないように負担調整等の手続をする、そういうことによって、地価が下落しているにもかかわらず固定資産税の増高を重ね、市民の皆さんの大きな負担になってきたということだったというふうに思います。ここにきて7割評価のまま評価が行われ、そしてやっとなき、若干負担が軽減とまでいかないですね、もっともっと地価が下がっているわけですから、総額として土地、家屋、土地が減ってきたということだというふうに思います。

償却資産については、これは言うまでもありません。シャープを初め、大手企業が設備投資をするという環境にないということが如実にあらわれている状況であります。

私たちは、市民のやはり税負担、あるいはその給料、あるいはその営業の収入、そういう実態がどうなっているかということ これらの指標によってやはり的確につかみ、そしてこれらの状況を本当に市民の立場からできるだけ緩和をすべく、いろんな施策がやっぱり求められていると。景気対策で、地域も景気対策であったり、やはり税の軽減制度というのをやはり充実していく、そういうものが求められているのではないか、このように思います。

以上であります。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

春木委員。

春木委員 28ページ、16款の寄附金、1項寄附金の1目一般寄附金についてお尋ねをしたいと思います。

きのう、白石委員が吸収源対策のところでも若干触れられましたが、あらためましてこの一般寄附金について詳細に尋ねていきたいと思っております。

当初予算額が1,316万1,000円、補正予算額が99万9,000円、予算現額が1,416万円ということになっております。調定額が474万円、こうすることで、収入済額としても同額の474万円ということでございます。

一般寄附金の当初予算を、過去の経過を見ますと、当初予算で調べたところなんですが、平成20年度で236万円、平成21年度も236万円、平成22年度177万円、平成23年度216万円、平成24年度は大幅に今申し上げました1,300万円、非常に大きな額が計上されているわけです。さらに補正で99万9,000円となっているわけですが、この予算内訳について、まずご説明をお願いしたい。

それと、調定額ということで、逆に大きく減って474万円となっております。そのことについてもご説明をいただきたいと思っております。

西川委員長 部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの春木委員からのご質問でございます。予算内訳と、こうすることでございました。1,316万1,000円当初見込んでおったわけでございます。これにつきましては、JAの有線放送の施設利用に伴う寄附として50万円、消火栓設置に伴うもの36万円、それと、吸収源対策の中で、自発的にいただけるものとして1,230万円を見込んでおったと、内訳的にはそ

の分でございます。

決算内容でございます。決算内容につきましては、大同薬品からいただきました100万円、それとほんみちさんから300万円、それとJAならけんの方から50万円、それと消火栓関係の工事に伴いますもの24万円、合わせて474万円と、こういう内訳となっております。

補正の内訳的には99万9,000円でございます。大同薬品工業に平成25年1月よりいただいたものに伴います補正分でございます。

以上でございます。

西川委員長 春木委員。

春木委員 ただいま、詳しく内訳についてご説明をいただきました。

本来、一般寄附金というのは、過去の予算の動きを見ておりますと、かなり歳入が確実に見込まれるもの、確実といいますか、かなり当てのあるものということで計上されているというふうに思われます。先ほど、吸収源対策という言葉も出されたのですが、私はそれを聞いているわけではないんですけども、説明の中で、吸収源対策事業の中で自発的に多分対象となる地域からいただけるということをもとに、そういうふうになされたということですけども、そういった情報は一体どなたがどなたに対してなされたものなのか、このことをしっかり聞いておきたい、こういうふうに思います。

それから関連して、昨日も白石委員とのやりとりの中で、要するに受益者が利益を受けるということからして、喜んでといいますか、ちょっと表現は、要するに積極的に寄附をしたい、こういう申し入れがあったというふうにも聞いているわけでありまして。そのところ、非常に不明瞭ではなかろうかということなんです。何でもかといいますと、この一般寄附金というのは、本来目的の、何にでも使っていただいて結構です、市のために自発的に寄附をする、こういうことで純粋に出されるものであるし、一般寄附を受けるためには特別の規則といいますか、規定といいますかが設けられておりまして、それによってきちっと採納するという取り決めになっているわけですね。そのときは、目的はもう関係なしということでありましてから、当初の予算内訳の中にそういう形で入っているということは、それとの関係で、じゃ、どういうふうになっているのか。しかも、補正のところでもなされていないわけですから、かなり年度ぎりぎりになって、そのことが寄附として入ってこないということが明らかになって、調定というふうになった。これが今、調定の中身として説明があったことからして、そういうふうに思われるんです。

元に戻りますけども、吸収源対策の事業を受けられる大字が、受益者として喜んで寄附をするんだというふうにしてここへ積まれたとすれば、これもまたおかしな話ですよ。これは、やっぱり一般、目的をはっきりさせないものとして歳入されるはずでありますからね。そこを踏まえて、しっかりのご答弁、どこが誰に対してこういう情報といいますか、根拠をお示しになったのか、説明を求めます。

西川委員長 部長。

山本総務部長 昨日も一部答弁させていただきましたように、平成24年度の当初予算におきましては、吸収源対策公園の緑地事業を実施するに当たりまして、従来から地元大字の強い要望があり、

また寄附金につきましても、地元大字としては従前から受益者としての負担をみずから申し出ていただいたという経緯もあったことにより、既に当該大字より自発的な任意の感謝の気持ちでの寄附が見込めるといった中での計上に至ったと、こういうことでございます。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ。春木委員。

春木委員 一般的な寄附金をもらう規則によりましたら、そのことをもらうことによって、市が進める行政に不公平なことが生じてはならない、あるいはまた争議の対象にならないと、そういうことをしっかり確認していく、こういう規定になっているわけですね。まず今のお話では、吸収源対策を進めていただけるから、そういう強い根拠をもって寄附をしたい、こういうふうに言っておられるとすれば、大字に責任があるわけやない。なぜかといえば、大字はみずからの事業の中で、積極的にそういうことをしたい。ところが、大字の立場で言えば、全部大字が段取りせなあかんというときに、市の方から、そういう事業に乗っかれば市から補助をいただけるんだ、用地費の3分の1、とにかく大字としては非常にありがたい、こういう話になるわけですね。だから喜んで寄附をしよう。けれども、本来の目的からいうたら、これはあくまでも吸収源対策をやってもらえるから出すということですからね。だから本来、何でもええから出したいということじゃないんです、明らかに。これは矛盾するものだと思いますね。これはもう答弁はいただけませんから。この点は、非常に不明瞭だとしか言いようがありません。きちっとした規定に基づいて収納されたものとは到底思えません。

そういうことを申し上げて、このことについての質問は終わります。

西川委員長 白石委員。

白石委員 春木委員の質問に関連をしてお伺いをしたい、このように思います。

平成24年度の一般会計予算の歳入の中に、一般歳入の中に一般寄附金として疋田からの寄附金が1,230万円入っておりますということは、これは平成24年、去年の予算特別委員会の議会で明言をされていることであります。そして、平成24年度末、いわゆる平成25年3月の議会において、吸収源対策公園緑地整備事業の大部分について明許繰越をされました。当然、明許繰越ということであれば、これは補助金、あるいは起債等、明確に国の許可が得られる、了解が得られる、そういう状況があつて初めて繰越されるわけでありまして、一般財源についても、当然その当時のその1,230万円についてはちゃんと本来採納して、収納をして、財源を確定して、平成25年度に繰越すべきであります。これはこの地方自治法の規定の解釈、運用においてもそのようにされているわけでありまして。

この点、ところがどうなっているかということ、定例会に提案された一般会計補正予算の中で、一般寄附金として疋田から、1,230万円じゃありませんけれども、実際に用地購入した価格の3分の1に相当する1,100万円が収納されている。これは会計上も、手続上、私は到底納得をいかないことであります。ちゃんと収納して平成25年度に送られるべき、そういう手続がされなきゃならんじゃないですか。ちゃんと明言をしているんですよ。1,230万円、吸収源対策公園緑地整備事業に当たつての寄附金としていただきますと、こういうことなんです。それが、実際にはこの補正予算で組んでいる。これはどのように私は理解をしたらいい

いのか、お答えいただきたいと思います。

西川委員長 部長。

山本総務部長 ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。

既に繰越明許に係る財源の基本的な考え方というのは、当時の自治省の中で示しておるわけでございます。未収入の特定財源としては、内示等をいただいた国庫補助金、また同意等をいただいた起債等に係る部分については未収特財として扱々と、こういうことになっておるわけでございます。

現在、論じております件についてでございますが、既にご説明させていただいておりますように、一般寄附金につきましては用途を特定しないものでございまして、あくまでも自発的、任意な寄附ということでの一般財源となるわけでございます。平成24年度から平成25年度へ繰越した吸収源対策の公園緑地事業につきましては、その財源といたしましては国庫補助金、地方債の未収特財に加えて、翌年度へ繰越すべき一般財源をもつての繰越しをさせていただいたというところでございます。内容については以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 部長からご答弁いただきました。大変苦しい答弁だと思います。

平成25年度のきのうの予算措置については、それなりに理屈は通っている、そのように思います。しかし、平成24年度は、もう当初から一般寄附金の中にまさに特定をして、吸収源対策公園緑地整備事業に係る用地費として1,230万円いただくんだということなんです。そうじゃなかったですか。それが、議会の議論もあって、平成25年度には改善というか、そこそこ理屈が通るように変更した。これはこれで、私はよかれというふうには思うわけですよ、寄附の基本はいただけないですけどね。予算措置としては、それは当然そうなるはずですよ。

だから、今言っているのは、やはり平成24年度なんです。平成25年度分については、まあまあそれなりに改善している。どうしたって平成24年度の分については理屈が合わない。用途を特定しないという形で申し出をしていただいて、ちゃんと申し込みに書いていただいたという話でしょう。予算特別委員会と今度の総務文教常任委員会の説明と全く違うんですね。内容が違う。それは、そういうことをせざるを得ないという、やっぱり無理やりの寄附金を徴収するということなんです。これは、行政の予算執行上、大いに問題ありで、それこそ私は地方財政法第4条の5の規定に反するものである、こう言わざるを得ない。

今、春木委員が、葛城市の寄附採納事務取扱規程等に基づいて質問をいたしました。この規程を見ますと、寄附採納事務取扱規程第3条では、法令に違反しないようにやはり取扱うと、公序良俗に反しない、あるいは行政の中立性、公平性等が確保されているかと書いてあるじゃないですか。この解釈の仕方、違いませ。明らかに法に抵触する、法の趣旨に反するじゃないですか。また同じことを言わすんですか。

地方財政法の第4条の5、この規定ができた経過、理由は、昭和27年、国は地方自治体に対して、地方自治体は他の地方自治体や住民に対して、財源がないもんだから、寄附金くれたら道づくりまっさ、そういうことが当たり前のようになされてきた。しかし、税制改正によ

って大きな財源が生まれて、それを契機に税外負担をなくしていこう、財政の混乱を招かないようにしていこう、そういう努力をしていこうということで、こういう法律ができたんです。その法律の趣旨を私はきちっと言っているわけでしょう。ここにもちゃんと、法令に違反しない、公序良俗に反しない、3番目、これ特に、行政の中立性、公平性等が確保されているかということからしても、私は大いに疑問を感じています。

今言いました点について、しっかりとした納得できる答弁をいただきたいと思います。

西川委員長 市長。

山下市長 先ほどから部長が答弁をしておりますとおりでございまして、何ら我々は問題なく、地元
の自発的な寄附金として採納させていただいているということでございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 そういう理事者の姿勢でありますから、これは財務当局、事業当局も大変な苦勞をせざるを得ないというわけであります。

それはそうでしょう。この補助金をいただいて、この間、6カ所も公園をやってきたじゃないですか。新村、薑、笛堂、北花内、北道穂、用地取得の事業ですよ、みんな。こんな負担もらいましたか。もらっていないじゃない。行政としての継続性、信頼性、こういうものが、やはり市民に対して行政として責任を負っているわけじゃないですか。首長が変わったからといって、何でもできるわけじゃないです。

しかも、予算審査のときにどう言ったんですか。他の大字に対して、できない大字に対してこれは公平性に欠けるんじゃないか、だから寄附金をもらうんだと、限られた財源を有効に使うために、またこんなのいっぱいやっちゃったら財源足りないから、寄附金納めてもらうんだ、こう言ったじゃないですか。そういうことでしょう。

私の一般寄附金に対する質問を終わっておきたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑ありますか。白石委員。

白石委員 それでは、市税にかかわってお伺いをしてまいりたいと思います。

市税はこの間、収納促進課でしたか、努力により収納率が上がってまいっております。これはこれとして、大いに歓迎できることでありますけれども、その一方で、不納欠損処分が行われております。市税では、平成24年度では667万2,759円である。この結果、その翌年度からの滞納の繰越しを含めて、収入未済額、滞納繰越しを含めて2億3,907万2,321円、こういう金額なんですね。調定額に対して、収納できないで滞納として残っていく、こういうことであります。

これは、いろんな個人、法人、事情があるわけですね。これは適正に対応していくことは当然なことでありますけれども、不納欠損処分の内容についてご説明いただいております。このように思います。欠損の理由において、地方税法第18条第1項の規定、これは徴収権が5年間行使しなかったことによって消滅した税ということでもありますけれども、いわゆる消滅時効なんですけれども、一覧を見ますと、実人数で57名、238万2,854円ということでもあります。徴収権が、5年間行使しなかったことによって238万円余り、収納促進課が不納欠損処分をしなくてはならないことになる。なぜそうなったんだ、その間の徴収事務はどうされてある

のかということをお伺いしたいわけでありませう。

そしてもう1点、地方税法第15条の7第4項です。これは、地方税法第15条の7第1項の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止が3年間継続したことにより、納付または納入する義務が消滅した税ということでもありますけれども、財産がない、あるいは生活保護に移行した、あるいは破産をした、こういうことについては、これはもう当然のことであるというふうに思いますけれども、この分類の中に所在不明というのがあります。実人数で61名、金額にして217万9,589円ということでもあります。これらの内容についても……。

(「持ってるやん、数字」の声あり)

白石委員 違う違う、数字を言うてるわけじゃないんですね。どういう取り組みをした上で、やむなくこの法規定に基づいて不納欠損処分をしたんだと、そこが知りたいわけですよ。皆さんの努力の中身が知りたいわけですよ。これは単なる数字だけですから、中身がわからない。ぜひお聞かせいただきたい。

西川委員長 課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

18条の関係ですが、消滅時効ということでのご質問なんですけれども、滞納処分を粛々と執行させていただいておりますが、その中で出てきた形のもを主として考えております。

15条の7第4項の所在不明の取り組みにつきましては、現地調査をもちろんさせていただいております。住民票を置かれたまま、実質的に移動されておられる方もおられますので、そういう方たちを調査の上に、15条の7第4項という形で挙げさせていただいております。以上です。

(「もっと具体的に」の声あり)

西川収納促進課長 失礼しました。

15条の7第4項につきましては、市県民税で20名の方、件数にしますと99件、176万3,300円となっております。法人住民税では、こちらの方はゼロ件です。

すいません、滞納処分の件数の方からもう一度説明させていただきます。

平成24年度におきましては、差し押さえ件数が164件と、換価件数、金額に換えた件数になるんですけれども、全体で84件、489万9,716円。一般市税の方なんですけれども、そのうち55件で288万5,550円、国民健康保険の方で29件で201万4,166円となっております。

西川委員長 はい。副市長。

杉岡副市長 今説明させていただきました滞納処分を行いまして、換価をやります。しかしながら、請求できますのは、先ほどいただきましたように5年間に限られまして、それ以降の部分につきましては時効の成立ということで、今不納欠損させていただく。

また、我々自身が換価するんじゃないしに、税務署ないしまた県で換価、差し押さえしている部分がございます。そのそごが、差し押さえをされました残りを配当としていただきます。しかしながら、我々が持っている債権にその配当自身が追いつかない、その部分につきましては、今ほかに差し押さえする財産がないということで、当然不納欠損ということになります。

また、執行停止につきましても、先ほどご披瀝いただいておりますように、生活保護等、また破産等、これらにつきましても3年を経過いたしますと、再度問い合わせ、調査に入りまして、不納欠損にさせていただいています。ただし、破産されましても、金融機関等を洗いますと預金が残っておる場合がございます。その分につきましては、不納欠損にすることなく、再度来庁依頼をかけまして、納税相談に応じていただきまして分納していただいている、こういうケースもございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 副市長の方からもご答弁をいただきました。

いやいや、別に特別なことをして収納率を上げる、あるいは不納欠損処分を回避するというのではなくて、やはり徴税当局として、やはり法にのっとりて粛々と事務を、課長言いましたけども、ちゃんとした手続を踏んだ上でやられているということをきちっとお答えいただければそれでいいわけで、現実これ、時効消滅は一応5年ということですから、可能性のある方はまだたくさんあるわけですから、これからどんどんいろいろな手続をしていくということでもありますけれども、これはこれとして、実際に滞納を徴収できる額がどれほどあるのかということきちっと把握するということからしても、私はやはり、軽々にやってもらったら困るけれども、やはり収納もできない滞納の額を見せていただいても、我々としては審議しようがないわけで、そういう意味では適正適法にやはり事務を進めていただきたい。しかし、その当たって、やはり市民の、法人の経済的な実態をきちっと把握し、その人の生活権そのものをやはり脅かさないというのは第一の原則でありますので、当然のこととして、地方税法第15条の7第4項の規定等に基づいて、やはり適切な処置をとることが私は必要だというふうに述べて、質疑を終わっておきたい、このように思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないので、次に行きます。

川西委員 その前に一言、発言させてください。

西川委員長 川西委員。

川西委員 昨日の総務費の中で、朝の挨拶運動についてお話がありました。一番忙しい時間帯であるので、やめるべきであるという発言がありました。私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

住民の方々を最大の顧客と捉えて、やはり来庁された方を気持ちよく迎えるということが私は一番大事なことではないかと思うんです。また、人と人とのコミュニケーションを図るという上でも、挨拶運動というのは一番大事なことであるというふうに思います。また、職員の方々が模範となって挨拶運動することによって、人と人とのつながりもできますし、いろいろな形で葛城市自身がよくなっていくというふうに私は考えております。そういった意味からも、ぜひ挨拶運動は続けていただきたい。

また、新人の方だけではなく、できるだけ職員の方、多くの方が朝、来られた方にご挨拶をするということは、これは非常に大事なことだというふうに私は思いますので、そういった意味からも挨拶運動はぜひ続けていただくべきであるというふうに私は思います。

以上で反対の理由とさせていただきます。以上です。

西川委員長 本来、総括で言うてもうてもあれやってんけど、ほんならそれはもうそれでよろしいんですか。

川西委員 はい、意見として述べています。

西川委員長 それでは、質疑ないようでございますので、次の総括の質疑に入りますが、総括質疑は市政全般に係るものとなりますようにご留意いただいて、質疑をいただきたいと思います。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、総括質疑を行ってまいりたい、このように思います。

本平成24年度の一般会計決算において、実際に事業費が新市の建設計画の具体化によって増高し、そしてその事業に職員が一丸となって取り組んでいるということは当然のことであるというふうに思いますけれども、しかし結果として、平成25年度に、3月の定例会において17億円を超える明許繰越がなされる、こういう状況にあります。やはり行政執行に当たって、一般会計予算、我々は提案された事案について十分な体制で真剣に審査をし、やはり議員召集の多数によって議決をされているわけであります。だから、やはり会計年度独立の原則です。一会計年度の歳入歳出はもちろんのこと、事業を一会計年度でやり上げるというのは、これは当然のことでありますので、ぜひその点は今後とも留意されたいと思います。

具体的にお伺いをしてまいりたいと思います。それは、新市の財政計画についてであります。新市の財政計画については、当初157億円、新市の建設計画の事業に新たに給食センターや幼稚園の建設等々が加わり、200億円を超える状況になってきたということで、新市の建設計画見直しと合わせて、財政計画の見直しが平成14年の6月になされました。私は財政計画というものは、これは時々々の国の経済対策や地方財政対策によって変わってくる、あるいは、経済によって市民の皆さんの担税能力も変わっていつているわけで、そのことを絶対的なものとして見るということである。しかし、出された新市の財政計画を見て、どのような行政運営をしていくべきかということをやはりはっきりと捉えて取り組んでいくべきだと、こういうふうに思います。

変更後の新市の財政計画を見ますと、平成27年度から普通建設事業費が4億9,700万円になっています。これは平年ベースの半分以下であります。そして、基金への積み立て、そして取り崩し、このことが、繰り入れを取り崩しが2億円上回る。そしてその後、4億円、6億円、7億円、こういうふうに、せつかく積み立てた基金から毎年多額の繰り入れをしなければならない、そういう内容になっています。

これは当然、事業をやれば合併特例債を発行する、こういうことになります。当然合併特例債は、後年度にその元利償還分の7割程度が交付税に算入され、返ってきますけれども、返していかなければならないことはまた事実であります。ですから、単年度単年度を見れば、

そういうふうな中で起債による欠陥が生じて、それを補わなければならないという形で、歳出では建設事業を半減させる、歳入では財政調整基金積立金から繰り入れをするということになる。

そういう状況の中で、もう今平成26年です。もう平成27年度からこの地方交付税は合併算定替が段階的に解消される。おおむね5億円程度が、今葛城市に合併算定替によって余分に交付されている。それが5年間かけて9割、7割、5割、3割、1割ということで、平成32年度には全く5億円がなくなっちゃうわけですね。

財政状況は、平成24年の決算では、7億円を超える今年、かつ4億円近い財政調整基金への積み立てが出ていているという状況になっていますけれども、やはりこのことに安住をすることは、これは許されないことだと私は理解をしています。それこそ財政需要は、それから人件費、扶助費、これはどんどんふえていくと。その上に新市の建設事業をやり上げるということになります。そういう意味で、私はこの財政計画から何を読み取って、どのようにこの葛城丸のかじを切っていくのかということを知りたいわけでありませう。

私は率直に言って、やはり道の駅事業、給食センター、国鉄・坊城線等、やるべきことはやってもこれはいいと思います。しかし、事業費をやはり大幅に圧縮をする。行財政改革をやはり徹底して、経費の縮減を図っていくということが、私は求められている。今からしないと、やはり私たちの後継者に、市民に大きな負担をかけることになる。あるいはサービスを抑制しなければならなくなるのであります。

この点、まず新市の財政計画をもう一度見直して縮減をする、こういうことが必要だというふうに思いますし、財政計画をやはりその縮減した計画に基づいて、新たにやっぱりつくるべきというふうに思います。この点、まずお伺いをしたいと思います。

西川委員長 市長。

山下市長 昨年の6月に財政計画をお示しさせていただいたところでございますけれども、あれから大きな政界再編がございまして、国の方針も、180度とまでは言えないかもしれませんが、大きく変わってまいりました。それに伴いまして、公共事業等に対する考え方というものも変わってまいりまして、この今年の1月、2月で示されたように、元気交付金というのでも出てまいりまして、葛城市の場合は今回1億700万円でしたか、元気交付金で充当する分を合併特例債とかえて、給食センターに充当させていただいたところでございます。

ことほどさように、その時々に出てまいります政策によって出てくるような補助金であったり交付金であったり経費、そういうものをいち早く捉えて、できるだけ合併特例債等、市が出していかなければならないお金を抑えていくというのは間違いなく果たしていきたいというふうに思っておりますし、今、新市建設計画の見直しであったり、財政計画の見直しを市はどうしていくんだというお話でございますけれども、当然政権が変わり、方針が変わり、また葛城市も平成23年度、平成24年度決算を今出させていただきますけれども、状況の中で、大変に基金の取り崩しをやって、この2年間進むというような予定をしておりましたけれども、おかげさまで両年とも黒字決算を出していただき、なおかつ基金の積み立てをさせていただきました。その分、今後の平成32年度までの計算も大きく変わってくるところでございます。

ますので、新しく財政計画を出させていただこうというつもりはございます。

また、いろんな事業、本当は合併をしてから10年間の新市建設計画の遂行というところもございましたけれども、きのうの質疑でもございましたように、これが5年間の延長ということになっております。今の事業の進捗状況、また財政の出動の計画等の見直しをしっかりと図りながら、一挙に負担がふえないように、また事業進捗に無理が生じないように、やはり大所高所からこの計画自体をどうあるべきなのかということを見直していくということは必要なことだろうというふうに思っております。

また、おっしゃったように、行財政改革をしっかりと取り組むべきであるというお話でございます。この間、職員数の抑制であるとか、またいろんな機会を捉えながら、例えば自治体クラウド等、他の自治体と共同して事業をさせていただくことによって、9年間、10年間で7億円、8億円の経費節減というのも実際に実現をさせていただいているところでございますし、その枠組みを活用しながらシステム等の経費節減、またいろんな事務事業、他の自治体と協力をしながら、1つの市に係る経費の節減等というのを減らしていく、効率をよくやっていくということに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今おっしゃっていただいている、新市建設計画の大幅な見直しということは今のところ考えておりませんが、時期の問題であったり効率よくやるということにつきましては前向きに検討させていただきながら、どの段階で財政計画が出せるのか、今お示しをさせていただこうと思っております。財政計画は、定年の問題、職員の管理の問題がまだ入っていなかったところのお話でございます。この間から職員採用の問題と、定年されてからその方々を採用するというお話を新たにさせていただきました。そこで、また若干の人件費の違いも生じてまいりますので、そのあたり、ある程度の時点を捉えてお示しができるように、また内部で調整をしながら、12月議会ぐらいにはいつごろですというお話ができるようにさせていただきたいと思っております。

西川委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきました。残念ながら、新市の建設事業の大幅な縮減ということについては言及がなかったのではないかとこのように思います。

私は、やはりこの2億を超える新市の建設計画の事業、まず第一に大幅に縮減をするということが、今の財政計画を見た場合、どうしても必要であるというふうに思います。それが財政計画の見方であり、また使い方だと私は思います。

皆さんも本当にご記憶に新しいと思いますけれども、地方財政というのは国の財政政策や経済政策によって本当に木の葉のように揺り動かされ、天から地まで落ちるといようなこととなります。小泉内閣の三位一体改革によって、それこそ交付税がやはり10億円余り減ってくる。こうなってきたら予算が組めないという状況になったわけであります。だから私は、そういう今はアベノミクスというふうな中でどんどん予算を膨張させ、経済にも地方財政にも国のお金流れ込んできているわけであります。しかし、これが一旦小泉改革のようなことがなされれば、これは大変なんですね。政府は国際公約としてやはり赤字を半減させていく、あるいは解消していくというふうなことを言っているわけですね。こんな状況が長く続

くはずはないんであります。私はそういうことも想定して、やっぱり言っているわけであり
ます。

合併後、小泉改革の三位一体改革によって交付税が大幅に減らされた中で、同じように平成16年の3月に合併をした佐渡市は、自治体構造改革路線を打ち出して、新市の建設事業費、これを2分の1の815億円に縮小した。合併特例債も115億円、35%削減をして、やはりこの来るべき財政危機に備えるということでやりました。

大きなまちのことですが、三重県の津市、これは10市町村が合併をしたところであり
ますが、新市の建設計画では10年間で、これはちょっと桁が違いますけども、2,275億円の建設事業が計画されたんです。しかし、この三位一体改革によってかましが入って、これはもう大変だということで、新市の建設計画を見直し、それぞれの周辺の町村に何と
しても辛抱してくれと、こういうことを言って、2,275億円の事業を500億円に縮小した
んです。こういうことが、やはり、私は小泉改革によって、そのことが原因でやはり見直すべきだとは
言っていません。しかし、そういう経験をして、それぞれの首長さんはやはり新市の建設
計画を見直しているわけです。こういう点をぜひ参考いただいて、内部の中でそれぞれの主要
な事業、これをどうやっていくか、財政運営をどうやっていくかということを考えていた
だきたいと思います。

答弁は要りません。

西川委員長 ほかに総括質疑ございましたら。

溝口委員。

溝口委員 2点ほど総括質疑といいますか、意見を述べながらお聞きしたいんですが、実は4年間議
員をさせていただいて、つらつらとこの4年間のいろんな行政の執行状況を見ますと、大き
く私が危惧している点が2点あるんです。

1点は、山下市政のときですので、過去の平成20年度から平成24年度のこの決算までの、
実は執行率というのに着目して質問をしたい。この執行率の中で、私がいつも自分の中で経
営的な観念から持っているのは、100%の、100円のお金があれば、その効果を100円分出す
のは当たり前のものであって、それを105円なり110円になるような効果を出すのが、私は経
営理念だというふうに思っています。ですから、サラリーマン時代も、予算をいただいてそ
れを技術開発なんかに使う場合は、100の効果を上げるのは当然であって、そういったのが
行政の中では執行率だ。

例えば、行政は2つあると思うんです、仕事。これは市民の皆さんが1人1人、家庭1
軒1軒がやれないことを行政、葛城市という大きな母体に、要するに委託し、依頼し、お金
を出してやっていただく。これが自治体の要するに発足の最初の理念、ですから、それは何
かいうたらハード事業。しかしもう一つは、生活する上でいかに満足な私生活をこの市でも
らえるか、受益できるか、これがソフト事業ですね。私は、行政というのは1軒1軒でやれ
ない事業を、大きな規模で皆さんが捻出した税金のもとでやっていただいているというのが、
私は市民の立場で思っている行政の在り方だと思うんです。

そこで、実は数字で一番出てくるのが執行率。執行率というのは、少なくとも予算をつけ

て、予算をつけるときは予算を積み上げますよね。こういう事業をする、そのためにはこれだけの予算が要る、絶対に10月、11月、12月、1月ごろになると、各部局で積み上げたのをヒアリングして、執行者、要するに市長なり副市長がオーケーを出し、積み上げたものが150億円になったり120億円になるわけですね。これを実際にやって、仕事をして、やれたかどうかがこの執行率なんですね。

この執行率をつらつらと平成20年度から見ますと、一番最高で92.4%。一番最低で、少なくともこの平成24年度決算が77.5%なんです。その要因をどこにあるかというのを、ぜひとも皆さん考えていただきたい。これは、昔から私が、例えば葛城市とか大和高田市とか香芝市とかが、若かりしころ、必死に年末、要するに3月を迎えると、土建業が道の修理をしたり何なりする。何でこんなにそのころ忙しいんですかと聞くと、そのころよく口にした行政の方々の言葉は「いや、予算使い切らなあかん。来年度予算つかへんから」、これが要するに単年度予算の独立会計というやつですね。そういった理念でやってきた皆さんが、今この執行率をつらつらと見たときに、やはり反省すべき点というのがこの数字に出てくると思うんです。この数字を見ながら、やはり自分たちが本当に汗をかき、市民の皆さんの血税を有効に使っているのかどうかという点を、ぜひとも私は反省していただきたいなというふうに思います。

そこで、この原因というのは、新市建設計画を執行する上での要因が多々あります。そこで、1つだけ危惧している点は、財政運営で、例えば10年間でやり遂げなければいけないハード事業が、長々と時間がかかって10年をオーバーするというおそれを、今市長が口に述べられました。あと5年延長するかもわからない。このときにも、私は一番心配するのは、先ほども白石委員言うた財政計画。その中で、消費税の3%アップというやつです。これは、少なくとも新道の駅とか尺土駅は、まだまだ土地を買収し、そしてこれから発注をいろんなところでかけ、ハード事業、要するに建設事業をやるわけです。当時の財政計画の、消費税の5%ではない状況に移りよるから、こういったこと、例えば、坊城線とかクリーンセンターについては両者契約していますから、これはそういったことはないにしても、やはり私は行政であっても、国の施策が大きく変わる見通しがもう既に示されようとしているときに、財政計画について本当にそれに着目し、早急に見直さないといけないという危惧を感じているのかなど。ぜひともこのあたりを、私はもう本当に着手して、将来の葛城市の財政の健全化が維持できるのかどうかの判断をしていただく。

しかし、判断をただけでは、これは机上の理論。それをさらには生かさなあかんわけですね。それを白石委員も言われたわけですね。私も、財政の健全化のためにはやはり見直す時期に来ているということで、きのうからも言っているように、いろんな施設の統廃合ややり方、仕事の進め方を考えてほしいと言っています。

その中でも、特にもう1点は雇用です。雇用形態が変わる。今市長もみずからから言われました。雇用形態が変わる。65歳まで強制的に、要するに従業員、ここは職員ですね、職員として採用を延期しなければいけない。5年間延期をしなければいけない。これが強制的になされた場合、これ、人件費のベースロードがぐっと上がるわけですね。これはもう動かせ

ない、削減もできない。このあたりも私は危惧している。

2点言いましたね、今。消費税の問題と、雇用形態が変わるといふ点をどのように今執行者側は捉まられているのかを、まずはお聞きしたい。

それともう1点は、実は私、議員になって、新市建設計画を中心に、この推移を問いただし、ハッパをかけ、平成26年3月末には完工するんですね、大丈夫ですね、何回も質問しましたし、それを1つの政治家としてお願いをしてきました。しかし、新市建設計画が5年延長で完成されても、その後、葛城市はなくなるわけじゃないですね。先ほども言われましたように、土建関係の予算が2億円にがっと落ちる。2億円で何ができるんですか。将来の葛城市というのは、まだまだ10年先、20年先、50年、ひょっとしたら100年先に、葛城市という自治体があるまま存続するかもわかりません。そのときのための将来ビジョンを、もうそろそろ考えなければいけないのではないかと。新市建設計画をした後の、先の5年計画、10年計画を、財政の健全化も含めて考えていただきたいと思うのですが、その思いを聞かせていただきたいと思います。

西川委員長 市長。

山下市長 まず、消費税の問題につきましては、このほかの事も含めて、うちの使用料であるとか、またその他の事業も含めて消費税をどうしていくのかというのは、今検討しておるところでございます。他の自治体の動向、また国の指導等も得ながらやっていきたい。クリーンセンターに関しましては、さきに契約をいたしましたので、5%のまま執行していただくということは約束を取りつけておりますが、これから契約をさせていただく工事、事業等に関しましては、新しい消費税でということになると思います。

ただ、それだけじゃなくて、東日本大震災によりまして復興の予算が本格化をいたしておりますので、人件費また資材が高騰をしております。この間の小学校の渡り廊下のことにつきまして、予算が合わなくて流さざるを得なくなったということもあるわけでございます。そのときの状況によって、事業費が上がったり下がったりということはあることでございますので、ただ、消費税につきましては確実に上がるということがわかっておりますので、それも踏まえて、また内部で検討させていただきたいというふうに思います。

また、人件費につきましては、この間も議会全員協議会の中で申しあげましたように、市の方が退職をされた職員の年金が受け取れるまでは再任用していくという方針を示させていただきましたけれども、5年後、10年後には1割の方が、予測では退職者というか、再任用の方になるということがございますので、そのあたり、新しい人材も入れていかなければならない中で、どのような人員を確保していくのかということは、これもまだ今、目の前に出されたばかりの問題でございますので、早急に考えていかなければならないと思っております。

それと、長期ビジョン等につきましては、新市建設計画の事業そのものが、長期ビジョンに立って今立てさせていただいております。先ほどから議論させていただいているところの、事業を縮減するかしないかというお話もございますけれども、給食センターにしるクリーンセンターにしる、幼稚園の建替え、保育所の建替え、いろいろ私の代でなくても必ず手をつ

けていかなければならない事業でございます。そのときに有利な起債ができなくて、市民に負担をかけるよりは、今、多少しんどくとも、合併特例債という有利な起債の中で事業をやっていかなければならないという思いで前倒しをさせていただいている、また、合併のときに新庄町、當麻町の議員の皆さん方が一生懸命考え、葛城市の将来に必要なだというふうにいるいろと考えてこられた事業等について、十分にこちらでも検討した上で今事業遂行に当たっておりますので、まずこれを仕上げる。そして、その中でやはり5年、10年たってくると、いろいろと時代の流れに即してやらなければならないこと、また、手をつけていかなければならないこと、老朽化してやっていかなければならないもの等も出てくると思いますので、都度という言い方をするとおかしいですけれども、今、目の前の事業をしっかりと遂行しながら、もう少し先が見通せるように今努力をしまいたいというふうに思っております。

西川委員長 執行率のどうのこうの言うてはったん違うたんかいな。予算執行。違うか、そうか。

溝口委員。

溝口委員 執行率については、本当に皆さん真剣に捉まえて、要するに評価値ですよ、これは。そういうふうに捉まえていただきたいと。

今、市長から2点について、今のお考えをお聞きしました。

1点目の、これから将来の危惧する要因として、私が提示した消費税及び雇用形態の変化にどう対応するかということについては、これ、少なくとももう明確なんですね。ですから、もう即机上の作業として、まずは取りかかるべきことだろうと思います。そして、ましてやこういうことは、財政の健全化なり財政計画に影響する話ですので、ぜひとも議会にいち早くできあがったら照会し、いろんな議論の題材として提案していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それから、葛城市の将来ビジョンについて、私、今意見を含めながら答弁をお聞きして、非常に残念に思います。私は、葛城市長というのは4年間市民の負託を受けて、4年間の任期のもとで自分が考えて、また議会がいろんな意見を言い、職員の意見も聞き、市民の要望を聞いて、4年間の責務全う期間をやる。さらにはもう一度市民の負託を受けて、次の4年間を。今現在、山下市政では8年目、まあ5年目ですが、少なくとも私は、一番葛城市で大事なこの新市建設計画という、将来の葛城市の要するにハード、要するに葛城市の基盤を、インフラを整備するときの責任者として、市民の皆さんの負託を受けて今、責務を全うされていると思います。

そういった方が、当然ながら、今やる仕事を完遂したいというのは当たり前のことである。しかし、将来自分が責務を負った8年なり、また12年かもわかりませんが、そのときに、今やっている事業を将来どう生かすか、将来に向けて、市民の利便性が向上し、生活の福祉が向上する、今やっている事業を線で結ぶようなことを今考えないと、葛城市というのはぼつんぼつんぼつんの、何や施設ができましたな、しかし、例えば言いますと、尺土駅前に本当に関空からの乗り入れバスが入るのか、きのうも言っていたように、大和高田市の公共バスが乗り入れするのかと、そういったことを、本当に緻密に将来のことを考えて、投資した額

を、今私が言いましたように、100%投資したら100%の効果、105%の効果を出す施策を将来ビジョンとして打ち上げていただく。

その点で、1点、私は要望を申し上げておきます。1つは、私4年間議員をやっている非常に戸惑ったのが、もう計画書の多さです。マスタープランがあり、総合計画があり緑と何とかの計画があり、健康づくりのと、これは私にとって、何を葛城市は、それは諸施策としてはあって当然ですが、葛城市の本当のバイブル、葛城市、将来10年先にどうなるのかというような夢を与えられるようなビジョンというのがつかめない。ですから、ぜひ私は市長が在任期間中にどうやこうやなんていう無責任なことを言わずに、自分の在任期間中に葛城市の、私がいなくても、要するに市長がいなくても20年先にはこうなる葛城市を描いて、それが議会にも議決をされて、堂々とそれを振りかざして、次の市長が前任者がこういうふうに、そしてそのときの議会が承認した、よく今でもそれを問題視になるんですね。だから、きちっとした、本当の葛城市の将来ビジョンをつくり上げていただきたいなと思います。

それともう1点、これ、もうこれで答弁は要りませんので、述べさせてあげたいのが、新市建設計画の中での道の駅の計画。この道の駅の計画の運営方針、運営計画の立案というのはきのうも要望しましたし、当然ながら今回も、これは総括ですので要望しておきたいと思います。そして、計画スケジュールの見直しをやっていただきたい。その中に、西山の盛り土の件、これは大きな障害として今浮上しているわけですね。この点についても、当然ながら計画の見直しの中に要因として入ってくるものだと思いますので、ぜひともそれを考慮にしていきたい。

それともう1点、尺土駅前の開発、これは、当然ながら今もう絵図に描かれているから、市民皆さんはああいった、今看板が上がっているような、非常に落ち着いた景観のロータリーができる、これは夢見ておられます。私が言いたいのは、そこへアクセスできる道路、これを私は将来の10年計画のビジョンの中に入れないと、それこそ線で結ばれないスポット開発になるわけですね。こういったことを、ぜひとも将来の葛城市の建設のために、今考えていただきたいというふうに思いますので、ぜひ職員皆さんの英知を結集してつくり上げていただくことを要望して終わりたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

春木委員。

春木委員 時間が押してきましたので、できるだけ簡潔に質問させていただきたいと思います。

まずやっぱり1つは、お金をどうやってうまく使っていくかと。これは、入札はなくてはならない大きな問題だと思います。一般的には談合の問題があったり、そういった面での対応とか、さまざまなことがあると思うんですが、私はここでは葛城市の今までの入札と違って、平成24年度は積極的に最低制限価格を設定し、公表する、そういう形で多くの入札をやってきておられます。そのことの是非は一体どうなのかという点で、今後、じゃ、今年度予算の執行に当たっても今までと同じようなやり方でやっていくのか。方式が同じであっても、いかに的確な予定価格なり制限価格、そういうものを設定していくのか、そういったことにもかかわりますので、一から説明をいただいたらいいんですけど、私が今まで入手しました

資料に基づいて整理したものがございます。それを申し上げたいと思う。間違いがひょっとしたらあるかもしれませんが。その点は後で検証していただいて、やっていただければいいと思うんです。

平成24年度にこれ、分類なしに、ただ最低制限価格を設定して行われた入札、これを整理してみました。どういう整理をしたかといいますと、最低制限価格とおりの額で落札された、そういうのがどれぐらいあるのか、その落札率はどうか。もう一つは、最低制限価格を設けた中で、大きく最低制限価格を超えた契約もあります。それはどれぐらいあるのか。総合評価方式の指名競争入札でも、最低制限価格を設定して契約をされておりますので、それについても同じような趣旨で整理をしてみましたので、申し上げます。

まず、制限価格に横並び、同じ額で契約を済んだ案件が27件ございます。ちなみに、その落札率は82%から87%の範囲に入っております。数は数えておりませんが、80数%が比較的が多いということであります。それで、逆に制限価格でない額で入札された件数が27件、やっぱり同じであります。その落札率は94%から99%、こういうふうになっております。ちょっと申し上げますと、その入札の中身を見てみますと、当然最低で入札された、94%とすれば、それ以外の業者はもっと高い率で入札されているということですね。それから、総合評価の方では、結果として最低制限価格で入札されたというのは4件ございまして、83%、85%、86%、87%という率になっております。2件が制限価格以上で、かなり予定価格に近いところで入札されておりますのが2件ございまして、95%と99%、こういう結果になっております。

昨日の若干の質疑の中で、最低制限価格というのはもう決まっているんやと、大体の枠でね、というお話も副市長の方からあったようにも思うんですけどもね。もう全て公表していく中で、一体そういうことでいいんだろうかという疑問も強く思われます。何よりも、非常に高いところで私は入札がされているのは多くふえたという認識を持っています。昨年度なり、従来の入札率と比べて、一体どんな風に評価をすることができるのかどうか。今後、もうこのままでいいんだということなのか、何か改善すべき点があるのか、その点についてご答弁をいただきたい。

繰り返し申し上げますが、お金の使い方というのは、業者をいじめてはいけません、もちろんね。当然、市の仕事をしっかりとやっていただいて、しかも、ある程度はやっぱり利潤を上げてもらわなきゃならないと、そういうことは当然でございます。もっと言えば、この入札にかかわらず、これは私の願いですけども、市が使うお金はすべからく、できるだけ地域経済が活性化に向く、そういう視点で使い方をぜひ考えていただきたいということは大きな思いとしてはございます。これは私の思いです。今はただ、入札という比較的大きな事業をなさっていく上で、常日ごろ契約される案件でございますので、導入された最低制限価格を設定する今のやり方についてどんなふうに思われるか、今後どうされるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

もう1点は、人の問題にかかわってです。非常に、先ほどから市長も答弁されておりますけど、大きく職員の採用については方針を転換せざるを得ない、あるいは転換する、こうい

うことが差し迫ってきております。私が、最近議論になったのは、1つ、平成23年に言ったんですね、職員採用について長期計画を示されました。そして、前倒しで多くの事業を抱えているので、積極的に採用していくということで一旦は示されて、実行されているわけですが、その後、若干方針を見直す、成果を見ながら考えていくというお話もあった。そして今回、要するに年金支給月になるまで職員を採用していくと、こういう方向に転換して、これから検討するというところでございます。

このためには、事業の所管をしておられる部署ごとに、できればその事業を遂行するためには、もちろん事業そのものを直営でやるのかとか、委託でやるのかとか、いろいろさまざまなことももちろんございます。しかし、少なくとも市がやろうとした事業について、どれぐらいのやっぱり人間が要するのかという基本的な見地から採用計画が要るわけですが、しかし、そのときに大きく変換をせざるを得ないということ、あるいは財政的な問題ももちろんございます。その参考にさせていただくためにお聞きをしたいと思って、款ごとということで質問し始めたんですけども、あまり適切でないということもございまして、総括質問ということなんです。

一口に人件費といっても、なかなか資料は複雑な問題があって、難しいということでありまして。それで、お願いをしてつくっていただきました。前に、これは平成21年度までのデータが示されているので、私の記憶では、包括的な業務委託を提案されたときの資料として提出されたものだと思うんです。そこには、職員数及び人件費の推移ということと、それから時間外勤務手当の推移、それからアルバイト賃金の推移というデータが出されております。お願いしたのは若干違うかもしれないということなんですが、平成24年度決算にかかわって、それがどうなっているのかという平成21年度以後のデータについてお聞きしたので、これから説明をしていただくんですけども、このデータだけを先に紹介させていただきますと、職員数でいえば、平成17年度が367名、平成21年度までのデータですので339名、これが行政改革で定数を削減する目標の人数だと記憶しています。これ、1月1日現在の数字ということで示されております。これは平成17年度を100%としますと、平成21年で92.4%ということになっております。人件費としては28億9,801万768円が平成21年度ですね。平成17年度に比較すると、92.1%ということになっています。ところが、時間外勤務手当の方は、平成21年度の額としては6,833万9,990円、これ、平成17年度に比べて115.4%、つまり15.4%ふえている、こういうことです。アルバイト賃金の方は、平成21年度が2億4,362万9,767円ということで、127.2%、27.2%の増ということが示されております。平成24年度についてはどういう結果であったのか、ご報告をいただきたいと思っております。

西川委員長 副市長。

杉岡副市長 まず、入札制度のことに关しましての答弁をさせていただきたいと思っております。

旧新庄町、旧當麻町ではそれぞれ長い歴史がございまして、それぞれの入札制度がございました。葛城市一本になりましてから統一された状況の中で、平成16年以後、平成20年度までそれぞれの中で執行されてきたわけでございます。

しかしながら、やはり時代が進むにつれまして、時代の要求ともにやはり市内業者のため

の優先的な受注、それと適正な競争の執行ということで、1業者1業種ということ撤廃いたしまして、1業種、2業種も採用しながら、より協調性を高めるといことと、それから、それぞれ受注機会をふやすために、それぞれランクごとに分けられております受注の金額、これも大きく改定させていただきまして、議会に諮ってきておるとい状況でございます。

その中で、今ご質疑の最低制限価格、また総合評価方式、このやり方につきましてはいろんな方面から検討させていただきまして、1億円以上の部分につきましては平成24年度から総合評価方式をとらせていただきまして、執行させていただいたわけでございます。平成25年度につきましては、おおむね3,000万円以上の工事につきましても総合評価方式をとらせていただいて、執行するということでございます。

ただし、この総合評価方式につきましては、それぞれいろんな事務的な手続等、煩雑な部分がございます、ある一定の期間がどうしても必要になるわけでございます。特に緊急を要する部分、また工期等によりまして、どうしても執行できないというふうな部分がございますならば、あえて指名競争入札をさせていただくという条件付ではございますが、原則として、3,000万円以上のものにつきましては総合評価方式をやっていくということ、平成25年度も決めさせていただいております。今現在、最低制限価格のことにしまして、いろいろと昨年度から踏み切っております評価につきましては、今、今年度を見ましてその状況をどうであるか、再評価をやりたいなと思います。ころころころころ制度を変えますと、適正な評価というものができかねる場合がございます。したがって、今現在やっております最低制限価格の執行にしましても、そのまましばらく平成25年度も進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

西川委員長 部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

ただいまの春木委員のご質問の、平成24年度の人件費の内訳でございます。

まず、人件費の内訳でございますけれども、今申し上げる数字につきましては、水道事業会計と議員報酬を除いた金額でご報告申し上げます。平成24年度の人件費の決算につきましては30億684万2,000円でございます。この人件費につきましては、毎年、やはり退職者の人数、あるいは新規採用の人数によりまして大きく変化してまいりますし、また、負担金におきましては普通退職手当の普通負担金の率の引き上げや、あるいは退職者の人数によりまして特別負担金等によりまして、大きく変わってくる要因もございます。

次に、賃金でございます。賃金につきましては、平成24年度におきましては2億6,663万5,000円でございます。賃金につきましても、やはり前年に比べ、減ったり増加したりとする要因はございますけれども、緊急雇用創出事業による賃金の増額や、あるいはその事務事業の執行上、新たに必要とするアルバイトによりましても増減が出てくるものと考えているところでございます。

次に、時間外勤務手当でございます。これは先ほどの人件費の中に含まれておる数字でございますが、外出しにして申し上げますと、平成24年度につきましては8,825万7,000円でご

ざいます。この時間外勤務手当につきましても、ここ平成22年度から平成24年度につきましては比較的落ちついているということでございます。変わっている要因といたしましては、やはり選挙執行に伴います選挙の回数によるものによりまして、増減が生じていると考えているところでございます。

以上でございます。

西川委員長 春木委員。

春木委員 副市長からお答えいただきました。

副市長、今、平成25年度の、あとしばらく執行して判断をしていきたいということでございますが、平成24年度1年間かかって執行して、今私が申し上げました数値を検討していただきたいと思うんですけど、当初予想していた、目的は、資料に入札率が70%台というような事業もたくさんある。そういう中で、やっぱり問題が起こってはいけない、これは平たい言葉で言えばね、ということで、ある程度以上に適切な価格設定も必要だろうということで、最低制限価格が設定された、そういう理解でおるわけです。現にそのとおり横並びで、結果として、ええか悪いかは別ですよ、抽選で落札された事業もたくさんございます。しかし一方、高どまりの方へ向かっていっているのもあります。

だから、これは分析をしないとわからないんですが、分析をするというのは何かというと、適切に予定価格なり制限価格が設定できたのか。これも極端に言うと、もうその辺で十分いけるんやというようなことが、評価として業者の方で広がってくると、これはまた大変な話というふうにも思うんですね。やっぱりその問題を、一体そこをやっぱり分析していただく必要がある。方式は、それはそれで、そういう方式ということでいくわけですけど、その後、やっぱりいきなり最低制限価格というのは公表されましたよね。こういう次第で行く方針であってあるわけですね。だから、方式の問題としてもやはり再検討もしていただく必要があるし、それから、特に入札が成立しなかったものなんかも、要するに予定価格設定そのものは、かなり古いときのデータをもとに使ったと、こういう事例もあるわけで、その辺をどういうふうな速度を上げてやっぱり、そこをこまめな形で適切な設定価格を、予定価格をはじき出すのか。僕はそういう知識を持ち合わせておりませんけれども、やっぱりその辺のことも大きなやっぱり、これは市の預かった税金を効率、適切に使っていくという上では非常に大事な問題ですので、今、私なら平成25年度、平成24年度がこれだけもう実例があるんだから、それを詳しく分析していただいて、しかるべく、やっぱり早くですね。これは、私今言ったのは、全部いろんな工事を調べて言っていますので、もうちょっと分析していただくとはっきりしてくるとは思いますが、できるだけ早くやっぱりやっていただきたい、こういうふう思うんですが、できたら再答弁ということでお願いしたい。このままいくというんでは、ちょっと、今はもう何の評価もされていないというような形に受け取れますので、ぜひお答えをいただきたいというふうに思います。

それから今、人件費のことで、前のデータに引き続いて、平成24年度の決算額をもとにご報告をいただきました。ちなみに、平成17年度を100とした場合のパーセンテージでいきますと、計算していただいているのによれば、平成24年度の方は96.7%ということで、職員の

数です、これは平成23年度に前倒して採用しておりますので、そういうことになっております。

しかし、人件費の方もそれに伴って平成21年度は92.1%だったんですけども、平成24年度は95.6%。時間外手当、ここ3年ほどは安定しているというお話ですが、平成22、23、24年度は安定しているということで、平成24年度のデータでは、平成17年度に比べて149%。アルバイト賃金の方は、平成17年度に比べて140%ぐらいですね。つまり、何を言いたいかというと、要は傾向として、そういう職員の人件費という、人数を減らしていった結果、非常にアルバイトがふえた。それによって、職員が本来やるべき仕事を十分やれずに、組織的に見れば非常に問題が起きているという認識のもとで、業務を積極的に出す1つの方策として、包括的な業務委託ということをご提案されたわけですね。そのこと自身はいろいろ問題があるということで、取りやめになったわけですけども、新しい制度のもとで、任用制度で職員を採用されるということで言えば、人数は、職員の数はふえていくということが前提になる。しかし、それでは組織が活性化しないので、やっぱり積極的に新人も採っていかないとかならない。

そうすると、私のイメージとしては、やっぱりできるだけ臨時雇用なり、そういうものを減らしていく中で、市の人件費というのは、定員もそうですけど、考えていく必要があるんじゃないか、そう思うから今のデータを出していただいたんです。確信があって言っているわけではないですが、そういうことで十分、今後、定年後、再任用で採用される方々がしっかりとしたところでしっかりした仕事になされるようなことを前提に考えていただいて、財政的な措置もうまくいくように考慮いただきたいということで、これはお願いということにしておきたいと思います。

西川委員長 副市長。

杉岡副市長 再度答弁をさせていただきます。

最低制限価格を設けて施行することに関しましては、この公共事業というものはやはり適切な価格で適切に完成をしていただくという、1つの全体的な表現がございます。整合がございます。ともすれば、金策のために落としてしまう、また、金策が行き詰まるから工事の発注、いわゆる下請にそのしわ寄せを持ってくる、材料の支給に時間がかかる、工期が守れない、悪循環を招いてしまって市民に迷惑をかけるということが、そのあげくの果てには倒産というふうなこともございました。そういうことを未然に防ぐためには、やはり最低制限価格を設けまして、適正な発注書を執行してもらおうことが、市のためにも市民のためにもなるだろう、また業者のためにもなるだろう、このように思っております。

ただただ、入札の結果につきましては、その企業努力、それと社会の経済情勢がございます。私どもの予定価格を決める段階におきまして、国が示しております設計価格100%に対しましての予定価格という指示がございます。しかしながら、長年新庄町、當麻町、また葛城市になりまして葛城市が、それぞれ自治法に対しましての今までの過去の実績と申しますか、その辺で、予定価格に対しましてはある一定の係数を掛けさせていただきまして、落札よりも請負率というのはそれでも下回っておるとというのが状況でございます。今、最低82

ないし87というふうなことがなっておるわけですが、実際の請負率につきましてはそれより下回っておるといふ状況でございます。したがって、我々自身はそれぞれ業者も苦しい中におきまして、適切な価格で適切な執行をされておると、このように認識しております。

以上でございます。

西川委員長 そやから、最低制限価格を設けていることの部分は、今まで実績があるねやさかい、分析して、そのことが正しいかどうかということ进行分析するんかということ聞いたはんねや、今までのことを。もうそれは制度としては変えへんというのは、それでええ、そういう姿勢だから。今までの部分はそんでええんかいうて、ちゃんと分析するんかということ聞いたはんね、それが正しいかどうかいうことを。そこをどうするのと聞いたはんねや。副市長。

杉岡副市長 今申し上げましたように、昨年1年間施行させていただきました執行につきましては、私どもにつきましては正しいと、やり方だというふう認識しております。

しかしながら、この受注の状況、またある特定の業者に偏る等々の落札結果をやはり分析をするというのは、それぞれ我々に与えられた仕事でございます。したがって、やはり公共事業というものは、適正な価格で適正な競争のもとにより透明性を発揮できますと執行できますように、これは日々その結果を見まして分析しながら、次の制度改正に向けて検討させていただく。

以上でございます。

春木委員 全然答えられてないんやけどね。業者のことなんか1つも聞いていないですね。

高くいつているのは、じゃ、どういうことなんですか。

西川委員長 ちょっと休憩します。

休 憩 午前11時48分

再 開 午前11時55分

西川委員長 それでは、再開いたしますので、例外的にはなりますけれども、3回目。はい、どうぞ。春木委員。

春木委員 申し上げたいのは、個々の事例をよく研究していただいて、今申し上げた事例以外にも入札が成立しなかった事例もございまして。要は、予定価格はそのときの情勢に応じて的確に設定されたか、こういうことにもなる問題だと思いますので、十二分にその点は事例ごとに検討していただいて、改善すべき点があれば、これによって改善していただきたいということ意見を申し上げておきます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようでございますので、総括質疑はこれで終わらせていただきます。

これより認第1号、平成24年度葛城市一般会計決算の認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第1号の平成24年度一般会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

地方自治体の責務は、住民の福祉の増進を図ることにあります。市民の命と暮らしを守り、支える役割を果たさなければなりません。平成24年度の予算執行によって、その役割をしっかりと果たすことができたかどうか問われなければなりません。

平成24年度一般会計予算の提案では、歳入において個人住民税の増収は見込まれるものの、東日本大震災の復旧等に相当の支出が余儀なくされるとして、慎重に見込まれた結果、地方交付税も大幅な増額が期待できないなど、一般財源の安定的な確保は非常に困難であるとして、財源不足を補うために財政調整基金積立金から3億9,700万円を繰り入れ、収支の均衡を図ったと説明をされておりました。

ところが、本決算では国の地方財政計画による地方交付税の811億円の増額によって、前年度より普通交付税で9,466万円の増収となっています。内部的には、市税収入が当初予算の見込みより3億9,298万円上回りました。財政調整基金積立金から繰り入れていた3億9,700万円を全額基金に振り戻すとともに、新たに同額の3億9,700万円を財政調整基金に積みまし上に、実質収支で7億7,498万円の黒字決算となっています。小泉構造改革の三位一体改革以来、厳しい財政運営を強いられてまいりましたが、昨年引き続き黒字決算となりました。多くの自治体で、財政調整基金や特定目的基金がふえています。

しかし、住民の暮らしや経営は、景気の低迷の中でアベノミクスが実感できない、厳しい状況にあります。平成24年度の個人市民税の調定額は15億3,281万円、前年比プラス4.8ポイント、7,031万円の増収になっています。固定資産税は土地で7億5,212万円、前年比マイナス1.98%、1,521万円の減収になっていますが、地方圏の商業地、住宅地の公示価格が平成5年から19年連続して下落しているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は解消されていないと言わざるを得ません。

これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した一片の通達で、これまでの公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。さらに、平成9年の評価替のときに導入した負担水準の制度も、地価が下落しても固定資産税が下がる原因となってまいりました。時点修正にもかかわらず、高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いている状況であります。現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、住民の負担を軽減し、住民の暮らしを支援する役割を果たすべきであります。

次に、寄附金の名による住民負担の問題であります。平成24年度にも消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担24万円、さらにホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担は57万円となっています。地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規定は税外負担の解消を促進する趣旨で、地方公共団体は寄附金を住民に割り当てて、強制的に徴収するようなことはしてはならないとの規定が加えられました。その法律の趣旨、目的は、元来寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず、割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと解されているものであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条、分担金の規定に基づき、条例に定めるべきであります。何よりも住民の安全や健康、福祉を保持すること、これは地方

自治体の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、住民の安全、防犯対策についてであります。防犯灯の設置について、平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担をする改善が実施されました。評価できるものであります。しかし、旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に係る2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低くの場合の合併時の約束を裏切るもので、認めることはできません。市民の安全を守ることは市の仕事です。児童、生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は、無条件に市の責任で設置をすべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法の施行から6年が経過をいたしました。サービスの利用は、これまでは収入に応じた負担方式で、ほとんどの人が無料でサービスを利用できましたが、自立支援法は障がいを自己責任とする立場から、サービスや公費負担医療に原則1割の定率負担を押しつけてまいりました。葛城市では、非課税世帯の利用料の免除などにより、福祉サービスの負担率は0.57%、補装具で3.62%、自立支援医療費は1%程度の負担に抑えられているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担であります。重度心身障がい者等、福祉年金や駅前駐輪場整理の委託を初め、さらなる市独自の障がい者と家族、事業者に対する拡充を求めるものであります。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成22年6月から、事業系ごみの持ち込み手数料が、10キログラム100円から150円に値上げする改定が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で、地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成24年度も1,019万円もの負担増をかけていることとなります。認めがたいものであります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。平成24年度は、有線放送の地域ではトランペットの購入で3,999円、さらに、軒下から室内への配線や設置工事費も市民負担となっています。一方、防災無線の地域ではトランペットは無償貸与であります。住んでいる地域によって負担が異なることは著しく均衡を欠き、公平の原則からも認めがたいものであります。140万円があれば全て解決できるものであります。早急な改善を求めます。

次に、農業振興についてであります。民主党政権が打ち出した、唯一の農業振興のソフト事業ともいえる戸別補償制度が実施され、1ヘクタール当たり3万円の補償がされましたが、政権交代により、どれほどの効果があったか検証できない状況であります。現在の米価は60キロ当たり1万2,000円と低迷をしています。米価を補償するとしての機能、生産調整の役割は破綻をしています。自民政権が続けてきた水田農業構造改善事業と同様、日本の、葛城市の農業振興や、国民の食糧を保障するものではなく、単なる米の生産調整、減反政策にはほかありません。このままでは農業者の生産意欲、後継者に託す希望を失い、水田の荒廃や転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させることとなります。現在の基盤整備に多額

の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業を葛城市の基幹産業と位置づけ、経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格保証制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全拡大など、予算を重点的に配分し、家族経営を中心に集落営農など、多様な農業経営の発展を目指すべきであります。

次に、都市基盤整備、道路整備等についてであります。平成24年度に、20年来の懸案だった街路事業、近鉄新庄駅前通り線が完了いたします。現在、平成25年度の竣功を目指して、尺土駅前周辺整備事業が進行中であります。新たに国鉄・坊城線が交付金事業として着工されることになっていましたが、本体工事がおくれています。総合計画等が法に基づき、都市基盤整備に必要とされている基幹道路等の計画的な建設は当然ですが、住民の身近な集落内道路や通勤、通学、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などがおくれています。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者用トイレやスロープの設置など、住民生活に密着した公共事業優先に切りかえるべきであります。何よりも、新市建設事業に学校給食センターや新庄幼稚園の建設事業の追加、計画になかった新市の新道の駅事業など、157億円の事業費が200億円に増高しています。平成24年6月に策定した変更後の財政計画からして、普通交付税の一本算定や合併特例債の償還、今日の社会経済情勢などを織り込み、新市の建設計画を見直し、事業費を大幅に縮減し、新たな財政計画の策定を求めるものであります。

次に、地域活性化事業、新道の駅事業についてであります。予定地は地すべり地域が含まれ、しかも、上部には違法盛り土によって土砂の崩土の危険があります。このような土地で本当に安心な公共施設がつかれるのでしょうか。また、経営分析、運営方針が定まっていない状況の中で、用地買収等、事業が着々と進められております。一旦凍結をし、経営分析、運営方針が定まった上で事業を進めるべきであります。山麓地域整備基本計画では、予定地では地場産業振興ゾーンとして敷地面積1万8,000平方メートル、事業費5億3,000万円の事業が計画をされておりましたが、これが事業費18億円の新市の建設事業計画に変更になったわけであります。事業の正当性、公正性が問われる問題であります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。本事業の用地取得に係る費用の一部を、計画されている大字から寄附金の名目で用地費を、疋田については1,230万円を徴収することが予定をされておりました。事業費の多くは平成25年度に繰越されましたが、寄附金の徴収は、明確な地方財政法第4条の5の違反であります。また、合併後、葛城市緑の基本計画に基づき、緑化重点地区整備事業やまちづくり交付金事業で実施された、薑や笛堂などの6カ所の公園整備事業では、寄附金はもとより、地元負担は一切ありませんでした。寄附金の徴収は断じて認めることはできません。

消費者相談事業の充実、緊急雇用創出事業など、評価できる事業が多々ありますが、以上の理由により反対をいたします。

討論を終わります。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

辻村委員。

辻村委員 それでは、認第1号、平成24年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成24年度一般会計につきましては、歳入総額149億7,752万7,000円に対し、歳出総額138億808万9,000円であり、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いて、実質収支は7億7,498万6,000円となっております。大幅な黒字決算となっております。

歳入面につきましては、市税確保のためコンビニ収納を始められるなど、収納率向上に努力され、また、国から地方への財源措置である普通交付税や特別交付税についても当初予算額より増額しており、市債については交付税措置のある、より有利な起債を充当されるなど、いろいろな面で財源の確保に努められたことが主な要因であると思われま

す。また、歳出面につきましては、新市建設計画事業の新庄小学校校舎、磐城小学校屋内運動場地震補強大規模改造事業、新クリーンセンター建設事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業などに着手されるとともに、緊急雇用創出事業交付金であるところの登記情報照合事業、葛城市・御所市共同観光促進事業、統合型GISデータ整備事業、地域情報化調査事業、観光インバウンド事業、相撲館所有資料画像データ作成保存事業などを実行され、また、吸収源対策公園緑地事業につきましても、委員の中から数々の意見が出ておりましたが、私は理事者側の判断が適正であると考えております。このように知恵を絞り、積極的に補助金を活用されたことには高く評価したいと考えております。

ただし、平成23年度決算時にも申し上げておりますが、繰越し事業に関しましては年々ふえることは望ましくなく、国の施策に伴う繰越し事業を除き、会計年度独立の原則からも、やはり年度内に事業を完了していただくことを強く要望しておきたいと思

います。また、社会情勢におきましては、国内経済の見通しも不透明であります

が、葛城市におきましてはさらなる市民生活の向上を図るため、新市建設計画を中心とした建設事業や、多数の事務事業につきましても精査され、さらなる行政サービスの向上に向け、今後も健全な行政運営に取り組まれることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

西川委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないので、これで討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川委員長 起立多数であります。よって、認第1号は原案のとおり認定することに決しました。

これで午前中の会議を終わります。暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時16分

再 開 午後1時15分

西川委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、認第2号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計の認定についてを議題といたし

ます。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川委員長 部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、認第2号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の141ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額40億4,730万8,000円、歳出総額39億4,606万4,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、同額の1億124万4,000円でございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。156ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費978万338円の執行でございます。2目連合会負担金235万8,424円の執行でございます。2項1目賦課徴収費207万2,512円の執行でございます。3項1目運営協議会費16万2,000円の執行でございます。

2款1項1目一般保険者療養給付費21億1,146万5,157円の執行でございます。2目退職被保険者等療養給付費1億9,287万8,141円の執行でございます。3目一般被保険者療養費4,093万4,452円の執行でございます。4目退職被保険者等療養費267万6,358円の執行でございます。5目審査支払手数料932万8,082円の執行でございます。めくっていただきまして、2項1目一般被保険者高額療養費2億5,979万8,487円の執行でございます。2目退職被保険者等高額療養費3,026万3,150円の執行でございます。3項1目一般被保険者高額介護合算療養費11万8,392円の執行でございます。2目退職被保険者等高額介護合算療養費2万3,217円の執行でございます。4項1目一般被保険者移送費、執行はございません。続きまして、2目退職被保険者等移送費についても執行はございません。5項1目出産育児一時金2,973万円の執行でございます。2目支払手数料1万4,280円の執行でございます。6項1目葬祭費141万円の執行でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金5億3,426万4,054円の執行でございます。2目後期高齢者関係事務費拠出金3万9,556円の執行でございます。

めくっていただきまして、4款1項1目前期高齢者納付金53万1,212円の執行でございます。2目前期高齢者関係事務費拠出金3万8,487円の執行でございます。

5款1項1目老人保健事務費拠出金2万2,518円の執行でございます。

6款1項1目介護納付金2億2,262万1,280円の執行でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金8,472万6,865円の執行でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金3億5,159万6,313円の執行でございます。3目その他共同事業拠出金832円の執行でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費1,941万58円の執行でございます。めくっていただきまして、1目医療費通知費169万4,298円の執行でございます。2目保健事業費565万5,439円の執行でございます。

9款1項1目財政調整基金積立金157円の執行でございます。

10款1項1目利子、執行はございません。

11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金227万5,291円の執行でございます。2目退職被保険者等保険税還付金3万6,200円の執行でございます。3目償還金2,997万3,650円の執行でございます。2項1目療養費等指定公費立替金16万4,682円の執行でございます。

12款1項1目予備費の執行はございません。

予算現額40億4,752万3,000円、支出済額39億4,606万3,882円、不用額1億145万9,118円でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。148ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税6億7,287万3,840円。2目退職被保険者等国民健康保険税7,640万8,078円。

2款1項1目督促手数料15万4,150円。

3款1項1目療養給付費等負担金7億2,353万5,283円。2目高額医療費共同事業負担金2,118万1,716円。めくっていただきまして、3目特定健康診査等負担金328万円。2項1目財政調整交付金3億959万5,000円。2目出産育児一時金補助金8万円。

4款1項1目療養給付費等交付金2億9,508万7,785円。

5款1項1目前期高齢者交付金9億2,262万9,948円。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金2,118万1,716円。2目特定健康診査等負担金328万円。2項1目県財政調整交付金1億9,938万円。

7款1項、めくっていただきまして、1目高額医療共同事業交付金1億682万9,079円。2目保険財政共同安定化事業交付金3億4,496万8,783円。

8款1項1目利子及び配当金157円。

9款1項1目一般会計繰入金2億2,790万5,132円。

10款1項1目繰越金1億615万9,296円。

11款1項1目一般被保険者延滞金268万7,526円。2目退職被保険者等延滞金はございません。2項1目預金利子もございません。3項1目特定健康診査等受託料356万5,538円。続きまして、めくっていただきまして、4項1目療養費等指定公費返還金16万4,682円。5項1目滞納処分費、ございません。2目一般被保険者第三者納付金248万3,160円。3目退職被保険者等第三者納付金もございません。4目一般被保険者返納金14万145円。5目退職被保険者等返納金6,860円。6目雑入377万4,982円。

以上、予算現計40億4,752万3,000円、調定額43億3,941万8,826円、収入済額40億4,730万7,856円、不納欠損額1,332万3,763円、収入未済額2億7,878万7,207円。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西川委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

白石委員 それでは、午前中に引き続きまして、平成24年度の国民健康保険特別会計の決算認定について質疑を行ってまいりたい、このように思います。

決算の内容を見ますと、本年度については、当初は一般会計からの繰り入れを、ルー

ル外において2億8,226万9,000円を予定し、収支の健康をうたっていたわけでありまして、最終的にはルール外の一般会計の繰り入れが6,000万円にとどまったということで、平成24年度の実質収支については、金額としては1,124万4,000円ということになっております。しかし、単年度の実質収支からしていくと、これは赤字ということになるわけでありまして、本市の場合は平成18年の税率の改定の際に、3年間で10億円を繰り入れるということの条件のもとに税率を17%引き上げたという経緯があるわけで、そういう意味では、それを引き続き一般会計から6,000万円の繰り入れをされているということは、奈良県下でも少ない自治体ではないのかということで評価をしておきたい、このように思います。

そこで第1点は、当初予算と決算額の、一般会計からの繰入金から見ても相当な乖離があるわけでありまして、1億2,000万円ぐらいの乖離があるわけで、もちろん国保の予算編成というのは、これは実際に3年間の給付費等を見込んで、それをならして計上すると。その他の要因もたくさんあると思いますけれども、そういう形で、実際にスタートしなけりゃわからないということでありまして、本年度の当初予算と決算との乖離というか、その辺について、どの点が見込みよりも小さかった、あるいは大きかったという点を、特徴的にご説明をいただきたいということが第1点であります。

それから、国保については、当然資産割あるいは平等割、所得割、そして均等割があり、応能応益、それぞれ負担があるわけでありまして、他の税と違って、収入がなくても均等割や平等割がかかると、こういう仕組みになっているわけで、非常に被保険者からすれば、なかなか納めにくい税金になっているわけでありまして。収納率が、一般被保険者国民健康保険税においては92.51%ということになっております。退職者被保険者等国民健康保険税については98.19%となっております。いずれも、前年度を上回るものになっているわけでありまして。この点、今後国保の広域化等が言われる中で、どのような平準化をしていくのかというのはあるわけですが、どのような収納率を上げていく努力をされてきたか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

一方、先ほど申しましたように、非常に被保険者にとっては大きな負担になる税であります。当然、滞納が毎年5,000万円から6,000万円ぐらい出てくるわけでありまして。滞納の状況、あるいは滞納処分についてお伺いをしておきたいと思っております。

とりあえず3点、よろしく申し上げます。

西川委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、予算での繰入金金額であるとか、決算でそれよりも少なくて済んだという、全体の乖離、その内容のお聞きやっと思っておりますが、まず、収支がそのようになりましたのは、まず予算と決算額を比較しますと、共同事業交付金で1億3,000万円の増、国庫支出金での1億2,000万円の増という形が、歳入よりも収入がふえている部分がございます。それと、一方では保険給付費の方で、年度途中で2回補正させていただいたんですけども、2度目の補正のときも、残りの月がかなり今の状態で伸びたらかなり不足するというところでの補正させていただいたんですけども、最終的に8,100万円の執行残が残ったということがございま

した。

それで、決算と比較して言うのが一番いいかとは思うんですけども、保険給付費の方で、予算で昨年の予算計上するときに7.3%増の予算を計上しましたが、結果的に決算で比較して、3.7%増の保険給付費であったということがありまして、それと、国民健康保険特別会計の中で、65歳から74歳の方に係る医療費等の関係で交付されます、前期高齢者交付金があるんですけども、それが決算と比べて9,300万円増ということがございました。そういったことによって、当初見ておりました繰入金の方が、一般会計から補てんいただく金額というのが6,000万円の繰り入れで補てんできたということが結果でございます。

以上でございます。

西川委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

収納に関する、収納率を上げる努力ということまでのご質問なんですけども、保険証切りかえ時等の分納相談、個別にもどンドン分納相談にも応じさせていただいているわけなんですけども、それと年2回の特別滞納整理、部課長を中心としまして行っておりますけども、5月期につきましては国保税の現年を重きにおいて滞納整理に当たってもらっております。

それと、滞納状況についてですが、滞納者人数は、現年課税分で679人、滞納繰越分で987人、合計1,666人となっております。前年比では、現年課税分で73人減、滞納繰越分で76人減となっております。

続きまして、滞納処分の執行状況なんですけども、平成24年度におきましては、差し押さえ件数は一般市税分と重なっておるわけなんですけども164件、換価件数が全体で84件、489万9,716円、一般市税の分で55件で288万5,550円、国保に関しまして29件で201万4,166円となっております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 概括的にお答えをいただきました。療養給付費で当初7.3%増を見込んでいたけども、実際には3.7%増にとどまったということは、これはこれで、被保険者の皆さんが健康に留意をされ、大病をしなかったということだろうと、こういうふうに思います。また、収入の2億円を超える増加があったということでもあります。これは本当に国保の財政状況からすれば、一息ついたと、つける年であったと言えるのではないかとこのように思います。

一方、収納促進の方で、収納率が現年度分では基本的には納税相談等に積極的に対応し、引き上げることができるわけでありまして、やはりまだまだ滞納繰越分については、収納率そのものが10%台にとどまっているということでもあります。これらは午前中の不納欠損処分とあわせて議論をしましたが、やはり適正な執行によって、国保税が最も滞納繰越額が多い税目になっているわけです。ここをやはり解決をしていくということで、単に収納促進課だけではなくて、全体としてやはり猶予を受けやすい体制をやはりつくっていく、あるいは減免制度を整備していく等を含めて、また取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思います。

現在、滞納者は現年度分で679人で、それ以前の分については987人で、合わせて1,666人、これは重なっている部分もあると思うんですけども、大体被保険者が1,473世帯、平均でね、こういう中で、被保険者が総数が1万825人ですね。そのうち1,666人ということでありますので、約15.3%が滞納をされていると、こういう厳しい状況になっているということであります。

そこでお伺いをしてまいりたいと、このように思います。この間の短期保険証の発行については、3カ月の短期保険証の発行については、これは今やっていないわけで、6カ月の短期保険証の発行件数がどうなっているかということですね。そしてまた、役所に保管されている保険証、これがどれだけあって、その内訳がどうなっているか、それらに対してどのように対応をされているかお伺いしておきたい、このように思います。

西川委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、短期保険証の方なんですけど、これは3カ月証を発行しております。それで、世帯数は48世帯になっております。

市の方で保管している部分でございますが、納付相談に来ていただくというようなことで、81件です。それと、居所不明で戻ってきている部分が43件ありまして、124件になります。そして、納付相談に来ていただけるようにということで案内をして、できるだけ相談に来ていただいて、そこで納付のこともございますし、そういう保険証のことも来ていただいて相談に応じて発行させていただくということで、案内をさせていただいておりますところがございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長からご答弁をいただきました。

3カ月の短期保険証の発行については36件ある、居所不明が43件ということで、この間ふえているんじゃないですかね。ちょっとその辺、またお答えをいただきたいと思います。

あわせて、現在役所で、保険課で保管されている保険証は124世帯となっているわけで、これは窓口にお越しをいただいて、相談をした上で保険証を発行する、そういう方と、居所不明ということになれば、これはとめ置かざるを得ないという、その状況にあるわけでありましてけれども、その居所不明に対する対応、さらに相談中とって、まだ来ていないわけで、そういう人たちについて大変心配をするわけでありましてけれども、やはり高齢者、あるいは未成年というか子どもたち、こういう実態にある人がどの程度納付相談中の中に入っておられるのか、わかっている範囲でお答えをいただきたい、このように思います。

西川委員長 3回。もう数字だけ言うといたって。課長。

中嶋保険課長 保険課、中嶋です。

まず1点、保険証、私の方で保管しておりますのが124件、今年の4月30日の時点です。昨年、同じ時点で見ましたら161件となっております。

それと納付相談のことなんですけど、なかなか相談に来ていただけない方につきまして、3回案内をして、できるだけこちらへ相談に来ていただくようお願いしているところでござ

ざいます。そして、先ほど高校生以下の世帯のこの話やったと思うんですけども……。

白石委員 年寄りも。

中嶋保険課長 すいません、未成年の方の対応ということで、私、今高校生以下のことだと思ひまして、48世帯短期証がある中で、19世帯の方は高校生がおられますので、1年証を発行しております。納付相談に来ていただく81件の中には、7世帯のそういう高校生の方の世帯もございまして、できるだけ納付相談に来ていただくように案内をさせていただいているところでございます。

それで、居所不明のことなんですけど、何度か通知等、差し上げさせてもらいまして、それでどうしても居所がわからない場合、市民窓口課の方に住民票の調査をしていただいて、どうしてもそこでおられないことがわかりましたら、そういう消除をさせていただくというような手続をさせていただいている状況です。

以上です。

白石委員 ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

どうぞ。白石委員。

白石委員 あと1件だけお伺いしておきたいと思ひます。

葛城市の国保の被保険者の方々の、日常普段からの健康に対するご留意、あるいは開業医の先生方のご協力等によって、奈良県下でもこの間、1人当たりの医療費が非常に低い水準できております。現在の本市の、平成24年度の結果でもいいですし、直近の状況について、どういう推移になってきているか、お伺いしておきたいと思ひます。

西川委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

今の県下での医療費の状況なんですけど、昨年、一般と退職を含めまして、県下で2番目に低い医療費になっておりました。今年は、いつも前年度の、平成23年度のデータが一番最新のデータということになります。昨年は平成22年度のデータで、今年の平成23年度のデータでいきますと、一般、退職あわせて3番目に低いという医療費になっております。

以上です。

白石委員 ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第2号の平成24年度国民健康保険特別会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、サービスは高く、負担は低くの約束であったにもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施

をされました。しかし、先ほど申しましたように、引き上げたけれども、以後3年間については10億円の一般会計からの繰り上げを行うという約束をされたこととございます。この国保税の大幅な引き上げは、所得の低い加入者の生活にとっては大変厳しいものでありまして、なかなか病院にかかれない、そういう状況が、滞納の状況を見ても広がっていると言わざるを得ないわけでありまして。

そういう実態はどこから来ているかといいますと、国保に加入している世帯の所得の状況を見れば明らかであります。所得200万円以下の世帯が4,532世帯、加入世帯の実に78%を占めているんですね。さらにその内訳は、そのうち所得100万円以下の世帯が3,158世帯で54.6%、所得ゼロの世帯が1,727世帯で29.8%、実に加入者の3割を所得ゼロの世帯で占めていると、こういうことなんですね。国保は、所得のない人、所得の低い人が本当にたくさん加入している保険であります。ところが、先ほども申しましたけれども、収入がなくても、少なくとも、均等割や平等割、資産割が課税をされて、その上、所得割は基礎控除だけというただし書き方式が本市では適用されているということで、他の個人市民税等と比較をしても大変過重な負担になっている、そういう仕組みになっているということとございます。

平成24年度の国保税の収納率は、現年度分で93.08%であります。個人市民税の収納率は98.66%なんですね。実に5.58ポイントも下回っているということとあります。収入未済額は5,200万円を超えている。毎年5,000万円から6,000万円の収入未済額がふえてくるわけで、本当に収納促進課が努力しなければ、どんどんと滞納が膨れ上がってくると、こういう実態になっています。

国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯が48世帯ということで、前年度と比較をすると12世帯ふえております。納付相談中が81世帯、居所不明が43世帯、保険課で保管されている保険証の合計は124世帯と、保管される世帯そのものは昨年よりも37件減っているということですが、短期保険証が発行されている世帯はふえているという状況であります。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行はやめて、全て1年証、正規の保険証を発行されるように求めたいと思います。

今の国民健康保険税は、被保険者にとっては既に限界を超えていると言わなければならないと思います。この間、所得の低い世帯に対する均等割や平等割の7割、5割、2割の法定減免の適用の拡大、平成18年度から平成21年度の4年間で、国保税の消滅時効や滞納処分の執行停止等により、不納欠損処分を1億4,600万円実施し、その後も引き続いて行ってまいりました。その結果、滞納繰越額は2億7,875万円まで減らしてきておるということとあります。

しかし、先ほども申しましたが、現年度分の収納率が若干向上しているといえども、5,200万円を超える収入未済額が出ているわけとあります。新たに毎年滞納がふえてくると、こういう循環になっているわけとあります。厳しい地域経済、まともな仕事につけない雇用環境の中で、なかなか払いたくても払えないという低い所得の世帯があるわけで、やはりこれらの人に対する減免制度をやはり充実し、払える国保税に今改善していくということが、

これが1つは滞納を減らしていくことになるのではないかというふうに思います。

市の国民健康保険税条例第23条は、国民健康保険税の免除の規定をしております。市長は各号のいずれかに該当するものうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減額し、または免除することができますとしています。この条項の具体的な適用基準を定めた葛城市国民健康保険税取扱基準、この見直しを改めて拡充することを求めている、このように思います。

平成24年度当初予算は、一般会計から2億8,226万円の法定外の繰り入れを予定しておりましたが、本決算において6,000万円に減額をされ、2億2,226万円は一般会計に引き上げられました。平成18年度の国保税引き上げの議論の中で、3年間で一般会計から10億円の繰り入れをするとの約束に照らせば、繰入金は歳入不足の単なる財源としてではなくて、減額や不用となった場合はその残りを財政調整基金等に積み上げて、国保財政の運営や保険税の減免制度の改善に活用すべきだと私は考えます。

葛城市の平成24年度の被保険者1人当たりの医療費は、奈良県下で3番目に低い、そういう状況であります。平成22年度では、県下で2番目に低いという答弁がございました。市民、被保険者の健康への留意、健康推進委員を初めとした保健予防活動への取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、保険財政が支えられているのであります。

ところが、市町村国保は、市民、被保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化をしております。平成18年度までも、何回も国保税の改定を余儀なくされてまいりました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国の負担を、これまでの総医療費の45%から35%に大幅に削減をしてきたと、これが最大の原因になっているということでもあります。ご承知のように、国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度であります。国保税の国保財政の健全化を加入者の負担増や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減をしてきた国庫負担率をもとに戻して、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として、改めて構築していくべきであると考えます。

一般会計からの繰り入れや、資格証明書の発行の回避の努力、資格証明書の発行はされておられません。また、短期保険証の発行基準を改善し、発行を抑えるなど、評価できるものがありますが、以上の理由により反対をいたします。

討論を終わります。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

川西委員。

川西委員 認第2号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険制度体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持、増進に大きく貢献してきました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、若年者の減少、非正規雇用の増加等により収入の低下など、構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われていきましたが、厳しい運

営が続いています。

平成24年度決算収支は、歳入においては年々保険税収入が減少する中で、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金医療費関係の経費が増加し、一般会計から6,000万円の法定外繰入金财源補てんを受け、黒字の決算となっています。

このような状況の中で、被保険者の健康の保持増進を図るため、平成24年度には従来の取り組みに加えて、節目年齢の対象の人に特定健診受診の無料クーポン券を交付するなど、保健事業を積極的に推進し、被保険者の健康の保持増進に努められた結果、生活習慣病予防のため、平成20年4月より義務化された特定健診、特定保健指導の受診率が向上するとともに、継続的な取り組みにより被保険者への健康への意識啓発がなされ、1人当たりの医療費においても県内市町村の中で3番目に低い数値となっています。

また、保険税の収納率は、前年度決算と比較して、現年度分全体の0.9%の増となっており、国民健康保険事業の適切な実施に努められることによる、国、県の特別財政調整交付金も前年度と同様に多くの金額の交付を受けられており、円滑な運営が行われた決算であると評価するものです。

国民健康保険は、被保険者である住民の皆様にとって大切な、かけがえのない制度です。必要なときに必要な医療を安心して受けることができる、安定的で持続可能な制度運営が図られるよう、今後とも引き続き医療費適正化等により歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたします。賛成討論といたします。

以上です。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川委員長 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第9号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いたします。

それでは、認第9号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

255ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億9,484万6,000円、歳出総額2億9,461万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支

額、いずれも23万1,000円でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。263ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費152万6,497円、2項1目徴収費42万7,111円。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2億9,262万199円。

3款1項、めくっていただきまして、1目保険料還付金4万1,600円、2目還付加算金、執行はございません。

4款1項1目予備費、執行はございません。

予算現計2億9,900万円、支出済額2億9,461万5,407円、不用額438万4,593円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。260ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料1億4,257万2,700円、2目普通徴収保険料7,027万7,700円。

2款1項1目証明手数料、納入はございません。2目督促手数料1万4,300円。

3款1項1目一般会計繰入金8,131万9,207円。

4款1項1目繰越金62万500円。

5款1項1目延滞金、収入はございません。2目過料もございません。2項1目保険料還付金4万1,600円、還付加算金はございません。3項1目預金利子もございません。4項1目雑入についてもございません。

予算現額2億9,900万円、調定額2億9,810万6,307円、収入済額2億9,484万6,007円、不納欠損額57万500円、収入未済額268万9,800円。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西川委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 認第9号の葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、若干の質疑をしておきたい、このように思います。

平成24年度は、保険料が2年に1度改定をされる年に当たりました。所得割が7.7%から8.1%と、均等割は4万800円から4万4,200円に値上げをされました。合計5,752円、9.9%の大幅な負担増となり、平均年間保険料は6万9,961円となったわけであります。

後期高齢者医療制度そのものは、これまで国保や被用者保険等に入っていた人のうち、75歳以上の方々を強制的に抜けさせて、被保険者として囲い込んでつくった制度でございます。2年ごとに医療費の増高や被保険者の人数がふえることに比例をして、保険料を上げていくという仕組みになっているわけで、本当に過重な負担になっているわけでありますが、とりわけ普通徴収、これは年金が1カ月1万5,000円以下の方、年額18万円以下の方に対して保険課が収納に当たっているわけでありますけれども、収納状況あるいは滞納の状況、短期保険証の発行状況、もちろん資格証明書の発行はないものというふうに思いますけれども、そういう状況についてお伺いしておきたいと思っております。

西川委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、収納の状況なんですけども、普通徴収におきまして、現年度分で平成23年度は98.35%でした。それが今年度、保険料の2年ごとの見直しはあったんですけども、現年度分で98.40%になっております。そして、短期保険証の方は現在10人の方に公布している状況です。それで資格証明書は発行していない状況です。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長からご答弁をいただきました。

保険料の改定によって値上げをしたにもかかわらず、収納率は、普通徴収の収納率です、本当に0.05%上がっているわけであります。そして、短期保険証の発行についても10件と、これもこの間からすれば、私は減っているのではないかと、こういうふうには思っております。

先ほども言いました、普通徴収、月額1万5,000円、年額18万円以下の方々が、本当に命の綱である医療保険証を手放せないということで、何はさしおいても本当に保険料を払っていただいているという姿が、やっぱり目に浮かんでくるわけであります。これらが2年ごとに税率を改定して、また上げられていくということになれば、本当に大変なことになるなというふうに思います。

ご承知のように、特別徴収の方は、これは年金から全部天引きですから100%、こんなうまい話はないんですけども、しかし大体75歳以上の方々の国民年金は大体もう4万円台の前半と、平均そうですね。もちろん厚生年金や共済年金の方もおられますから、あれでしょうけども、多くの方が国民年金の方ということですので、本当に大変なことになっているわけであります。

それからお伺いしておきたいことは、普通徴収のケースですけども、口座振替でやられている方々がどの程度あるのか、ちょっとお伺いしておきたい。

西川委員長 どうぞ。課長。

中嶋保険課長 口座振替の件数なんですけど、昨年、平成24年7月時点で432件ありました。今年の平成25年7月現在で451件になっております。割合としまして11%の割合になっております。以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようでございますので、本件に対する質疑はこれで終了をいたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第9号の平成24年度後期高齢者医療保険特別会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成24年4月から導入をされ、75歳以上の高齢者、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入をさせられました。75歳以上の高齢者を切り離して、健康保険の対象から強制的に外す、このようなやり方は年齢

による命の差別そのものであり、憲法が保障する法のもとの平等に反すると言わなければなりません。

さらに、保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を押しつける後期高齢者医療制度は、認めがたいものであります。

平成24年度は2年ごとの保険料の改定の年に当たり、平成24年度予算において、所得割が7.7%から0.4%引き上げられ8.1%に、均等割は4万800円から3,400円引き上げられ4万4,200円となりました。値上げの額は5,752円、9%増の大幅な負担増となりました。平均年間保険料は6万9,961円にもなったのであります。

後期高齢者医療保険制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると、悪質滞納者とみなされて保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定化されています。これまで75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象として、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の取り上げが法律で禁止をされていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上からも保険証の取り上げを可能にしたものであります。本市においては資格証明書の発行が行われていないということは、当然のことだというふうに思います。無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命、健康を守ることからすれば、資格証明の交付制度は直ちに廃止をすべきだと考えます。

普通徴収保険料の徴収率は98.40%でしたが、不納欠損処分を57万円実施いたしております。結果、滞納額は268万円と、前年よりふえているという状況であります。6カ月の短期保険証の発行は、平成21年度末の7件、平成22年には10件、平成23年には20件、この平成24年には10件と上下をしておりますけれども、短期保険証の発行が行われているわけでありませぬ。なかなか払いにくい保険料であります。短期保険証の発行ではなく、通常の1年の保険証を発行すべきであります。

後期高齢者医療制度の眼目は、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつける、こういうことで医療費を抑えることとなります。このような制度は直ちに中止、撤回をしていくべきだと思います。

討論を終わります。

西川委員長 ほかに討論ありませんか。

下村委員。

下村委員 認第9号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて5年目の決算でございます。これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、さまざまな改革、また改善が行われてきたことにより、制度の定着が図られつつあると認識しております。

本決算につきましては、歳入面では平成24年度は2年ごとの保険料の見直しがあり、均等割額が3,400円増額となり4万4,200円に、所得割額の率が7.7%から8.1%の増となりましたが、普通徴収に係る現年度分の保険料の収納率は98.4%と、前年度と同様に高い率で推移し

ております。

一方、歳出面では、一般会計において支出する後期高齢者医療療養給付費等負担金は、前年度と比較して9.2%の増、また、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金等の広域連合納付金は9.9%の増と、年々高い率で推移している状況であります。このような状況にあつて、広域連合におきましては保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組まれ、健康診査の受診率は前年度より0.42%の増となり、10.19%となっております。

この後期高齢者医療制度に基づき、保険料軽減に係る県の負担金や、一般会計からの繰入金等を財源として広域連合と連携を密にしながら健全な財政運営に努められ、円滑に運営されている決算であると評価するものであります。

高齢化社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められています。この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう、国の動向をしっかりと見つめるとともに、県並びに広域連合との情報の共有化を図り、より一層安心な医療制度の構築に向け努力されることを望みまして、賛成討論といたします。

西川委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川委員長 起立多数であります。よつて、認第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第7号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、認第7号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

233ページをお願いいたします。歳入歳出総額、歳入総額656万8,000円、歳出総額525万円、歳入歳出差引額131万8,000円、繰越明許費繰越額120万円、実質収支額11万8,000円。

続きまして、歳出、240ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑事業費466万9,224円。繰越明許費1,220万円。

2款1項1目霊苑整備基金費58万1,095円。予備費の執行はございません。

予算現計2,066万円。支出済額525万319円。繰越明許費1,220万円。不用額320万9,681円。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。238ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑管理料260万8,200円。2項1目霊苑手数料3,400円。

2款1項1目利子及び配当金58万1,095円。

3款1項1目霊苑整備基金繰入金、収入はございません。

4款1項1目繰越金337万6,182円。

予算現計2,066万円。調定額1,793万1,127円。収入済額656万8,877円、収入未済額1,136万2,250円。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

西川委員長 ただいま説明願ひました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

休憩します。

休 憩 午後2時29分

再 開 午後2時45分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、認第3号、平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願ひします。

それでは、認第3号、平成24年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

最初に、決算書167ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

保険事業勘定では、歳入総額20億3,057万2,000円、歳出総額20億2,599万7,000円、歳入歳出差引額457万5,000円、翌年度へ繰越すべき財源はございません。したがいまして、実質収支額につきましても同額の457万5,000円でございます。

続きまして、173ページをお開きください。

介護サービス事業勘定についての実質収支でございます。歳入総額2,669万円、歳出総額2,669万円、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。実質収支額もゼロ円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。183ページをお願ひいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費では82万7,276円の支出でございます。2目連合会負担金では75万9,042円の支出でございます。3目計画策定委員会費、報償費で20万円の支出でございます。2項徴収費、1目賦課徴収費では103万646円の支出でございます。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では763万7,166円の支出でございます。主なものといたしましては、繰出金で715万916円の支出でございます。めくっていただきまして、2目認定調査等費では1,292万5,508円の支出でございます。主なものといたしましては、賃金で466万2,000円、役務費で797万1,000円の支出でございます。

次に、2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、負担金補助及び交付金で16億1,514万4,687円の支出でございます。2目介護予防サービス等諸費では、負担金補助及び交付金で1億7,587万9,228円の支出でございます。次のページ、2項その他諸費、1目審査支払手数料では、役務費で279万7,860円の支出でございます。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では、負担金補助及び交付金で4,154万6,019円の支出でございます。次に、4項特定入所者介護サービス等費では、1目負担金補助及び交付金で8,680万1,690円の支出でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防二次予防事業費では777万7,389円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、7節の賃金で222万2,128円、委託料で539万2,353円の支出でございます。次に、2目介護予防一次予防事業費では432万279円の支出でございます。主なものといたしましては、13節の委託料で408万9,869円の支出でございます。次に、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費では837万443円の支出でございます。2目総合相談・権利擁護事業費では232万8,384円の支出でございます。次に、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では770万5,115円の支出でございます。めくっていただきまして、4目任意事業費では1,268万5,677円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料で549万4,786円、扶助費で701万4,442円の支出でございます。

次に、4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金で2,221万3,458円の支出でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では、償還金及び利子割引料で6万6,400円、2目償還金では1,498万135円の支出でございます。予備費は支出ございません。

歳出合計額といたしまして、予算現額20億6,598万8,000円に対しまして、支出済額20億2,599万6,402円、不用額3,999万1,598円となっております。

戻っていただきまして、178ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では3億9,777万750円の収入でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では3万6,350円の収入でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、現年度分で3億

3,840万8,109円の収入でございます。2項国庫補助金、1目調整交付金では、現年度分で6,484万円の収入でございます。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、現年度分で469万7,000円の収入でございます。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、現年度分で1,410万6,240円の収入でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、現年度分、過年度分を合わせまして5億5,903万3,939円の収入でございます。次に、2目地域支援事業支援交付金では、現年度分で544万8,000円の収入でございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では、現年度分で2億8,458万円の収入でございます。めくっていただきまして、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、現年度分で234万8,500円の収入でございます。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）で、現年度分で705万3,120円の収入でございます。次に、3項財政安定化基金支出金、1目財政安定化基金交付金では1,847万3,439円の収入でございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では介護給付費準備基金利子収入で45万6,646円の収入でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では2億4,019万8,398円の収入でございます。次に、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）で151万2,208円の収入でございます。次に、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）で614万199円の収入でございます。次に、4目その他一般会計繰入金では、事務費繰入金で2,299万8,063円の収入でございます。次に、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金で4,613万7,655円の収入でございます。

次に、8款繰越金では1,540万5,569円の収入でございます。

次に、9款諸収入では、3項雑入、1目第三者納付金で58万7,021円の収入でございます。3目雑入で34万500円の収入でございます。

歳入合計、予算現額で20億6,598万8,000円に対しまして、調定額20億4,828万5,506円、収入済額20億3,057万1,706円、不納欠損額142万9,450円、収入未済額1,628万4,350円でございます。

続きまして、190ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。基金で介護給付費準備基金では、前年度末現在高で1億5,798万円に対しまして、平成24年度中に2,392万4,000円を取り崩しいたしました。平成24年度末、決算年度末現在高では1億3,405万6,000円となっております。

次に、193ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1,155万94円の支出でございます。主なものといたしましては、13節の委託料で335万3,438円の支出でございます。

次に、2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では1,513万9,972円の支出でございます。主なものといたしましては、7節の賃金で816万9,202

円、委託料で697万770円の支出でございます。

次のページ、歳出合計といたしまして、予算現額2,855万8,000円に対しまして、支出済額2,669万66円、不用額186万7,934円でございます。

戻っていただきまして、192ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございます。1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス費収入では1,814万2,125円の収入でございます。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では851万4,981円の収入でございます。

次に、3款諸収入、1項雑入、1目雑入では3万2,960円の収入でございます。

歳入合計といたしまして、予算現額2,855万8,000円に対しまして、調定額2,669万66円、収入済額、同額の2,669万66円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

西川委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、認第3号の葛城市介護保険特別会計決算の認定について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

歳出の184ページであります。2款の保険給付費、1項の給付諸費、1目の介護サービス等諸費、並びに2目の介護予防サービス等諸費についてお伺いをしてまいりたいと、このように思います。

まず、19節の負担金及び交付金の備考にあります、居宅介護サービス給付費6億8,053万4,439円あります。この居宅サービス給付費、このサービスについては、訪問介護や訪問看護、あるいは通所介護や短期入所生活介護、いわゆる在宅介護を支える主要な給付がこの項目で支出されているわけでありましてけれども、当初予算においてはこの居宅介護サービス給付費は7億3,076万円でありました。決算額が6億8,000万円余りありますので、5,000万円余りの乖離があるわけでありまして。執行率が93.12%ということでありまして。在宅介護を支えるサービスが本当に利用者のニーズと予算がどういう関係にあったのか、その点をお伺いしたいというように思います。

そして、一方、施設サービスの中心であります特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設、あるいは療養型医療施設等、そのような執行の予算に対する執行ライン、どのような推移で決算額となってきたか、見込みがどうであったか、この点をお伺いしておきたいと、このように思います。

さらに、2目の介護予防サービス当初費のこれについては、当初予算額は1億1,681万6,000円ありますけれども、決算額が1億4,632万3,000円、125.26%という形で、介護予防サービス給付費がとりわけ25%を超える決算額となっているが、どのような理由によるものか、当初とどの点が変わってきたのか。給付費、介護予防サービス給付費に限らず、介護予防サービス計画給付費等も含めてご説明いただければありがたいと思います。

西川委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの白石委員の質問でございますが、まず居宅介護サービス給付費の執行率等の問題でございますけれども、この居宅介護サービス給付費につきましては、たくさんサービスが合わさった数字でございます。大きなものとしたしまして、訪問介護、訪問看護、それから通所介護、短期入所介護等がございますが、特に訪問介護、それから訪問看護につきましては、まず訪問介護につきましては、計画費に対しまして執行率が88%程度の伸びにとどまったというのと、訪問看護の方につきましては84%程度の伸びにとどまっております。通所介護におきましても、計画値に対しましては91.2%の執行率ということになっております。ショートステイにつきましては、計画値を上回りまして101.2%の執行率でございました。

平成23年度から比較しますと、伸び等は平成24年度、伸びてはきておりますけれども、計画値に対しまして100%行かなかったということでございます。

それと、施設介護サービスにつきましては、施設サービス3つございますが、介護老人福祉施設、いわゆる特養のサービスでございますけれども、これにつきましては計画値を上回りまして、執行率が102.5%、それから老健につきましては123.7%、それから介護療養型につきましては111.0%、合計いたしまして、施設介護サービスにつきましては110.2%の執行率でございました。ですので、施設介護の方は近隣の施設の整備等に伴いまして、利用率が高くなったというふうに考えております。

それから、介護予防サービス等諸費でございますが、介護予防につきましては要支援の方々が利用されるサービスでございまして、近年、利用率が高まっております。受給者の率が高くなっているということもございまして、計画値からしますと125%を上回る執行率というようなことになっております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長からご答弁をいただきました。平成24年度の中心的な費目であります介護予防サービス給付費におけるそれぞれの居宅サービス、あるいは施設サービスについてご説明をいただきました。

課長も申しましたように、平成23年度よりは伸びているけれども、居宅サービス、いわゆる訪問介護88%、訪問看護が84%、通所介護が91.2%、ショートステイについては101.2%ということで若干ふえていますけれども、この傾向は第4期の事業計画の中でも、一貫して居宅サービスが計画よりも伸びない、こういう状況がずっと続いているというわけですね。

一方、施設サービスについてはいずれも100%を越えて、老人保健施設については123%を超える状況になってきているということですね。国は、本当に厚労省挙げて、住まいをしている身近なところで本当に地域、家族や地域住民とともに介護を受けられる、そういうサービスを充実して、本当に人生を全うする、こういうことを言っているわけでありましてけれども、その方向はなかなか前向いて進まない。それどころか、いわゆる施設サービスの方へどんどんどんどんとやっぱり傾いていっているということなんですね。これは第4期の事業計画の中でも、やはりそういう方向になってきた。第4期の場合は、課長も言われていたよう

に、受け入れるだけのベッド数がないから、ただ伸びない。若干、100%ぎりぎりのところには行ったわけですけども、これが途端に近隣で老健にしても特養にしても増床されれば、一気にこうやってふえてくるということが明らかになっているわけであります。

国が求める方向とは違った状況になっている、それはなぜなのか。やはり家族が、もちろん重度の要介護度の高いそういう方を介護するのは、これは大変なことは当然ですけども、認知症も含めて、本当に家族で介護をするということは至難の技で、どうしてもやはり施設へ流れていかざるを得ないというのが実態なんですね。これはやはり考えていかなければならん。やはり居宅介護サービスそのものの中身ですね。これは本当に社会が支える介護保険としての機能を果たしていくということになれば、ここを本当にしっかりやらなきゃならない。もちろん、サービスをふやせば、これが保険料にはねかえるというのはあるんですけども、やはりこの24時間の巡回型の介護サービスをしていく、あるいは、それこそ地域でお年寄りを介護できる環境をつくる、地域密着型のサービスを新たに取り組んでいくというふうなことをしていかないと、本当に在宅から施設へどんどんと進んでいかざるを得ないという状況になっているわけですね。

そこでお伺いをしたいんですけども、実際に在宅でサービスを受ける方の立場に立てば、今訪問介護、もちろん介護度によりますけれども、時間あるいは内容等が、どういうサービスが中心になっているかということをお伺いしたい。そして、特別養護老人ホームの待機者、あるいは老人保健施設のベッドのあき状況、この辺もお伺いをしたいと思います。

西川委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまのご質問でございますが、訪問介護の内容ということでございますけども、ホームヘルパーが介護者のお宅へお邪魔をいたしまして、そこでの生活介護、掃除であるとか、身の回りの介護をやっているというのが実情でございます。

特養の待機者なんですけども、これは7月の調査の数値でございますが、要介護3から要介護5までの待機者につきましては44名でございます。昨年度申し上げた数字は83名ということでございますが、幾分減っております。それから、要介護4から5に絞りますと、重度の方ということになるんですが、待機者は28名でございます。この数字は在宅サービスの利用者の待機者ということでございまして、施設を利用されて待機されているという方はこの数字の中には入っておりません。

老健につきましては、一応、3カ月ないし6カ月の期間でベッドがあくというのが原則でございますが、ベッドのあき状況等はこちらの方ではつかんではおりません。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長からお答えをいただきました。介護サービス事業、その中の訪問介護でありますけれども、今、課長がお答えになったように、ヘルパーが利用者のお宅へ訪問をして、掃除や、あるいは食事の時間があれば食事の支度をするとか、ごみ出しをしたり、そういうことが中心になってきているわけでありまして、こういう生活介護そのものの時間が短縮をされるというふうなこともあって、訪問介護そのものが国の施策によって縮小されて、使いにくいという状況になってきているのも、私は大きな一因になっているというふうに思います。

今は、これまでは1時間だったものが45分に縮小されてきたというふうなことで、十分な生活介護ということになっていないということが、利用そのものを抑えているというのが1つであると。その上に、やはり家族による介護そのものが、これ重度の方になるんでしょうけども、困難だという、ショートステイにしても、通所介護にしても、なかなか利用者のニーズに合っていないという状況になっているというふうに思います。

私は、事業者任せの実態をそのまま置いておけば、これはもうこの傾向はどんどんどんどん進んでいって、施設施設と流れていって、給付費はどんどん膨れ上がり、保険料の値上げをせざるを得ないみたいな話になってくるので、もちろん、予防介護も、今予防介護がどっと25%を超えるふえ方をしているという形で、これはこれで、私は大事なことだと。ところが、国はこの予防介護を介護保険から外しちゃって、市町村の仕事にしようとして、こういうことを言ってきているわけで、これはやっていることが全く逆さまなことになってくるわけで、本当に保険者としていろいろ頑張っているのに、思った方向に行っていない。利用者、被保険者のニーズと保険者の考え方が合致していない、厚労省の方針と合致していないというふうな状況が、こういう事態を招いているのではないかなと言わざるを得ません。

待機者は、これは合わせて72人ということですね。これは、近隣の……。

(「44名」の声あり)

白石委員 44名か。そやけど、44名、えらい減りましたね。これは、やはり近隣の施設が新しく整備されたということなんでしょうね。わかりました。

とりあえずはこれで置いておきます。

西川委員長 ほかに質疑。

春木委員。

春木委員 ちょっと一般的なことでお聞きしてもよろしいでしょうか。

病気と介護ということはかなり密接な関係にもあるんですが、今白石委員の質疑の中で認知症という話も出てきているんですが、例えば、アルツハイマー病というのは、はっきりと病気として診断もされ、治療もできますよね。アルツハイマー病で治療を受けていても、病院に入って治療を受けていても、一定期間を過ぎると、もうこれ以上病院の中で治療を続けても同じだから、家に帰って治療しなさいと。これは別にアルツハイマー病だけじゃなくても、認知症といいますか、だから認知症というのはかなり幅の広いことなので、アルツハイマーはある意味はっきりしていると思うんですけど、認知症となると、一体病気として認定されるのでしょうか。それとも介護が必要だという面から、介護のお世話になるということになるのでしょうか。

そういうことをときどき相談を受けて、病気で急性症で入院している間は治療を受けて入院させてもらえるんだけど、もうそれ以上治療することがない。ところが、そのときにかなり認知症として、一般的に言ったらぼけてくるというんでしょうか、そういうことで大変困ると。で、どこかということになって、退院して適当な介護サービスを受けれるところへと思っても、なかなか難しいというような事例にあたりするものですから、申しわけない、

ちょっと質問していることが的を外れているかもわからないのですが、いわゆる認知症というものの扱いです。それはどういう範疇に入っていくんでしょうか。

西川委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの春木委員の質問でございますが、介護保険の場合ですと、要介護認定をする上で、認知症があるかないかによりまして、要支援であるか要介護であるかというような判断をすることが多いんですね。認知症を患っておられる方であっても、体的には元気な方というのがほとんどの場合ですので、ご家族の方が介護する上で困っておられて、それで介護認定を出されて、それで認知症があるかないかという意見書が出てきましたら、要支援から要介護になるというような判断です。

春木委員 支援から介護の方へ行くわけですね。

門口長寿福祉課長 事によると、要支援から要介護になることもあるということです。ですから、認知症がなくて、マークシートの結果、要支援というふうに出てきましたら、その方は要介護に認定されます。要支援にも満たない方ですと、もう却下というふうな。

(「流れ言うたりよ、流れを。最初からの流れを」の声あり)

西川委員長 ちょっともうええやんか。

門口長寿福祉課長 ご家族の方が認知症があるとかいうようなことで介護に困っているというような相談を受けまして、それで要介護認定の申請を出されてきます。それで、うちの方から認定調査員が行きまして調査いたしまして、マークシートによる第1次判定で要支援が出てきますと、あと、認知症があるかないかによりまして、要支援のままか要介護になるかというふうなことになります。

春木委員 あるかないかの、そこをはっきり。そこから、ある場合は。

門口長寿福祉課長 ある場合は要介護認定、要介護1とか要介護2とかいうふうに出てきます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

溝口委員。

溝口委員 1点お聞きしたいのは、介護保険の保険者として、被保険者からトラブルの情報、苦情という事例はありますか。

西川委員長 課長。

門口長寿福祉課長 施設を利用しているの苦情というのは時々ありますが。

溝口委員 どんな。

門口長寿福祉課長 施設の従業員の者から虐待らしきことを受けたとかいうような事例は時々あります。

西川委員長 溝口委員。

溝口委員 そういった場合は、保険者としてはどういうふうに対応しているの。

西川委員長 課長。

門口長寿福祉課長 保険者といたしましては、まず事実確認を施設の方にいたしまして、そのような事実があれば県の方に報告して、それから県の方からまたそれなりの処置があるというようなことになっております。

西川委員長 溝口委員。

溝口委員 どれぐらいあるか後で聞かせてほしいんですけども、そういった話を聞くし、特に僕、最近聞いた話は、葛城市ではないんですけども、こういった保険者からの、被保険者が認定を受けてそういった施設なりに入所して、そして入所後、一旦家に帰ってきて、そして今度は訪問介護を受けているときに、例えば今言ったように、生活支援をしていただいたり、そのときに、いろんな整理やな、要するに片づける。そういった片づけをしているときに物品の損失を被ったとかね、いう話をちらっと聞いたんで、そういったトラブルというのを実際に被保険者として把握しているのかなどという疑問を持ったんで、実際に葛城市が保険者として、そういう情報もキャッチはしていると、情報も入っているし、トラブルが起きた事例はあるということやね。はい、わかりました。

西川委員長 ほかに質疑。

川西委員。

川西委員 今、課長の答弁の中にありましたんですが、特養の待機者が44名ということでしたですね。これは、特養とかそういう老健とか、ふえたがためにこうなったんですか。それとも、在宅の希望者がふえたからこうなったんですか。どちらかお伺いしたいんですが。

西川委員長 課長。

門口長寿福祉課長 今年の調査でいいますと、7月に県の方からの調査があったんでございますが、その中で、例年ですとグループホームや老健、それから特定施設等の利用をされている方もその待機者の数の中に入れていました。老健に入所していながら、特別養護老人ホームを待機しているという方も人数の中に入れていました。今年はその数を拾いまして、その数を抜いた数で先ほど申し上げさせていただきました。

ちなみに、その方々も入れた数字で言いますと、要介護3の方で24名の方、施設に入っておられない方が16名です。それから、要介護4の方は30名、そのうち施設に入っておられない方が20名です。さっきも、うち16名の方が施設に入っておられなくて、待機されている方です。それから、要介護5の方は17名の方がおられまして、そのうち8名の方が居宅において待機されている方でございます。

川西委員 ちょっとよくわからない分がありますけども。

西川委員長 要は100ぐらいあるという。

川西委員 以前は、1つの特養に入らせていただくのに、200名から300名の待ちやというような話がたくさんあって、そうしたら、計算の仕方が違っていたということですか。それはいいですけど、じゃ、特養もふえていないんですね。特養の施設自体もふえていないというのが現状ですか。

西川委員長 課長。

門口長寿福祉課長 特養の施設は、毎年少しずつ奈良県内ふえております。ですので、例えば平成24年度内にオープンしました特養施設ですと、6カ所奈良県内あります。

西川委員長 川西委員。

川西委員 また全然違うお話をするんですけども、実は2日ほど前なんですけど、テレビを見ておりま

したら、介護施設を解体するんだというような方がいらっしやいまして、東北の方の方だったと思うんですけども、介護施設では介護サービスの提供というのはできても、人間としての生活を営む上のサービスというのが介護施設ではすることができないと、これは特養の施設長さんが、大きな特養の施設長さんですけども、おっしゃっていました。なるほどなと思ったんですけども、介護のサービスはすることができるが、人間としての社会生活を営む上の細かなことのサービスの提供ができないということをおっしゃっていたんですけど、そのために介護施設を解体して、特にここの地域は山の上の方にあつたそうなんですけども、そうなるに行くのにも大変だ、来る方も高齢化になってきているというので、地元のところ、近くで小さなそういった施設をつくって、地域の人等にもお願いしながら、ボランティア活動もしていただきながら、地域でいろんな細かい、本当にその人の生活をする、人間としての生活をする制度を設けていきたいんだというようなお話をされておりました。

県全体では、今の課長のお話からいくとふえてきているという傾向なんですけども、やはり私たち、人間として、やっぱりそういった自分の生まれ育つた環境の中で過ごすというのは非常に落ち着きますし、いろんな面で私はプラスになっていく方向があるんじゃないかなということを思っている、テレビを見ながら感じたんですけども、まだまだこれは、市長、もしこの件についてご答弁をいただけるようでしたら、今後のこととして、市長全く関係ないかもしれませんが、市の方向として、施設だけじゃなくて、そういった地元の場所で最後まで生きるということも出てきているようでもありますし、私、これから先の介護ということに関して、これはもう大きな在宅介護とも言われていますし、大事な部分ではないかなというふうに思うんですけども。もしご答弁いただけましたらお願いいたします。

西川委員長 はい、どうぞ。市長。

山下市長 今の介護保険制度がいいのかといえば、私は個人の考え方としては、決してこれはベストな状況ではないだろうというふうに思っております。いろんな方々、市民の方々から市長、施設をつくってくれ、施設をつくってくれという話があつて、そのときに、いや、施設は結構だけれども、あなたは施設に入りたいんですかと言うと、いや、ほんまは家族とともに過ごしたいねんけども、迷惑をかけられへんねんという言い方をされました。

人間の尊厳というか、自分たちが住み慣れたところで自分らしい生き方をしていく。誰かに迷惑をかけずに過ごしていくことなんていうのは、元気な人間でもできないわけですから、やはりちょっとずつ誰かの世話になりながらみんな生きているわけですから、それをどういう形で家族、地域で支えられるのかというのが、私が理想とする介護というか、地域社会のあり方であります。

その1つとして、今手がけようとしているのはいきいきサロンであり、ふれあいサロンであり、その地域の中で高齢者、また子どもたちが同じ場所で生活をしていく、また、同じ場所でふれあつていく、その中で、お年寄りの方々も自分の役割を果たせるところをつくっていきいたいという思いはあります。ただその中で、体が動かなくなってくる、機能が衰えてきているという方に対しての介護のあり方というのをどう組み合わせていくのかというのは難しいところではあると思いますけれども、施設介護、在宅介護、また地域社会の中での介護

というか共存、そういうことを考えながら、できるだけ自分らしく過ごせるような地域社会の構築に向けて少しずつ、牛の歩みではあろうと思えますけれども、葛城市としてこの課題に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

川西委員 ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 介護認定に関すること、あるいは地域包括支援センターに関することでお伺いしておきたいと思えます。

資料の67ページでありますけども、中段のところに認定調査等費という形で賃金があります。認定調査員（臨時雇用）5人、一般事務員（臨時雇用）1人、こういうことが書かれています。また、72ページのサービス事業勘定の歳入のところに、地域包括支援センター、ただ書かれているということだけでありますけども、介護保険事業の、とりわけ予防にとっては地域包括センターというのは重要な役割を果たすわけにありますけれども、地域包括センターの人員と雇用形態について、まずお伺いしておきたいと思えます。

それから、認定調査員については、これは6月でしたか、補正予算でなかなか臨時雇用の職員も確保できないという形で、事業者に委託をするということだったと思うんですね。それが6月だったのではないのかというふうに思うんですが。今後、本当に認定調査員、あるいは地域包括支援センターの職員がどのような雇用形態でこの職務をこなしていくかということは大事なことだというふうに思いますので、その内容についてお伺いしておきたい、このように思えます。

それから、保険料の普通徴収における現年度分の収納状況や滞納処分、そして平成24年度末の滞納額がどの程度になっているか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

そしてもう1点、当初予算においては介護保険給付費準備基金の繰入金が4,613万7,000円という形で計上をされておりました。もちろん先ほど来の議論で、居宅介護給付費が大幅に減額をされている。一方、予防給付費についてはふえているわけにありますけども、プラマイをしても、やはり2,000万円程度が給付費でマイナスになっている、それに限るとすればね。そういうことが影響してか、準備基金、当初4,613万7,000円でありましたけども、結果として、準備基金積立金として2,221万3,000円を措置されて、準備基金の残高は増減額がマイナスの2,392万4,000円で、年度末の現在高が1億3,405万6,000円と、こういうことになったわけであります。これは第5期の事業計画に基づいて予算編成をされているわけですね。そういうことからしたら、今後この傾向がどうなっていくのかと。第5期の介護保険料については、1億6,000万円余りの準備基金を1億円程度取り崩して、基準月額4,100円を維持したということなんでありまして、結果として2,300万円超の取り崩しに終わっているということはどうのように評価をされているのか、お伺いしておきたいと思えます。

西川委員長 課長。

門口長寿福祉課長 まず事務員の雇用形態等についてでございますが、まず認定調査員の方でございます。5人というふうに書かせていただいておりますが、この5人は1年間フルに通して5

人採用していたわけではございません。

白石委員 延べ。

門口長寿福祉課長 はい。3名の調査員につきましては、週5日の者が1人、週3日の者が1人、年度途中から週5日であったのが週3日となった者が1人、3名はそういう形で、1年間通して採用いたしました。10月から2人の方を採用したものでございますが、年度末にはお辞めになるだろうという分が2名おります。それから一般事務員は1人と書いていますが、これは平成25年3月から採用しております。いずれも臨時雇用職員でございます。

それから、地域包括支援センターの運営、雇用形態ということでございますが、平成24年度は職員が3名とケアマネージャー、臨時雇用職員の介護支援専門員が4名、うち2人が年度途中でお辞めになっています。それから、この介護予防支援事業費で見えていない、予算計上はほかの費目でしている介護支援専門員が1名おります。いずれも臨時雇用職員でございます。

次に、滞納繰越の件数等でございますが、平成13年度から平成22年度分で1,522件ございまして、この額が834万5,950円、それから平成23年度分、800件で400万8,050円、合計いたしますと2,322件で1,235万4,000円の滞納額ということになります。

それから、基金についてでございますが、これは平成23年度に取り崩しました基金が800万円ございまして、平成23年度決算を行いました結果、平成24年度に繰越した基金が328万3,373円、それから、県の方から平成24年度、財政安定化基金交付金として入ってきた額、これが1,847万3,439円ございました。これを基金の方に積み立ていたしました。利息の方が45万6,646円、合計2,221万3,458円を基金として積み立てました。平成24年度の決算におきましては、保険料の不足分、取り崩した額でございますが、4,613万7,655円を取り崩しまして、平成24年度末基金保有残額は1億3,405万6,173円でございます。

これからの見通しなんですけども、平成25年度は既に何カ月か終わっておりますが、今のところ、平均しますと約106%ほどの伸びで給付額が伸びております。ですので、今年度基金を取り崩さなければならないというのはもう確実でございます。ですので、今年度は今の残額1億3,400万円の基金の取り崩しは大丈夫かと思いますが、第5期の最後の来年度、ちょっと厳しい状況であるというふうに見ております。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。

認定調査員並びに地域包括支援センターという職員は、これは民生水道常任委員会の議論の中でも申しましたけれども、介護保険制度の根幹にかかわる職責であります。とりわけこの2つの職は、当然地域の実情、人情、風土、そういうものをやはりきちっと把握をする。これはヘルパーを含めて、もう介護にかかわるものにとっては、とりわけ在宅介護にかかわる者にとっては当然のことと言えば当然のことなんです。

やはり私は、こういう在宅介護を本当に支えるというか、被保険者、利用者のニーズに応じて、地域の実情に合わせて対応していくという職務を果たす人は、これは本当にそのまちなちの出身の人でなくてもいいですけども、やはりずっとこの職責を果たせるという身分、

待遇が、これは当然求められることだというふうに思います。でなければ、本当に居宅介護サービスを支える訪問介護、通所介護、あるいはショートステイ等々の計画なりを本当にちゃんと利用者、被保険者に提供できることは、私はできないというふうに思います。

やはり、臨時職員では当然賃金も安いでしょうし、身分が保証されないわけですから、年度途中でやめるということは、これは多々あることであります。だから、認定調査員、6月の補正予算で臨時日々雇用として人が来ない。それは来ないですよ。仕方がないから事業者に委託をする。その事業者によりますけど、やはりその事業者がまさに葛城市の実情、実態、人情、風土を熟知して、やはり適切な介護サービスを提供できる、そういう中で判定調査に当たっていただけるということが求められるわけで、この点は事業者そのものができないというわけじゃないということですね。ですから、やめない処置として、そういう形で事業者に委託をする、あるいは日々雇用によって地域包括支援センターの体制を整えるということになっていると思いますけれども、やはり居宅サービスがこういう惨憺たる状況の中で、こういうところはきちっとやはり整えてやっていかないとだめなんではないかというふうに思います。

ぜひ一考、一考どころか改善をしていただきたい。介護保険事業計画策定委員会の澤井先生、本当に地域包括支援センターの職員は、これはもう常勤でやるべしということで、明言をしています。そういうこともあわせて、認定調査員についても常勤で、地域の実情に精通した人が当たれるようにご配慮をいただきたい、このように思います。

準備基金の内容については、ここに積立金の70ページに書かれてあるとおりでということ、そのとおりでというふうに思います。予断は許さない。施設サービスへどっと流れていっておるということですので、これは大変だというふうに思います。それらに対する介護予防をどう充実させていくかということ、本当に保険者としてしっかり考えていただきたい、このように思います。

以上であります。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第4号の平成24年度介護保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成24年度の介護保険事業特別会計決算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画のスタートの年の決算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は、平成18年度から平成28年度までの第3期介護保険事業計画のときに、それまでの基準月額2,650円から1,450円引き上げて、基準月額を4,100円に改定された保険料がそのまま引き継がれております。この点は評価をしておきたいと思います。

保険料の負担は、年金収入が減少している中で、お年寄りにとっては本当に大変な負担と

なっております。1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1.5万円を超える方々の保険料、これは年金から天引きをされておりますけれども、それ以下の方々は普通徴収という形でやられております。

普通徴収の現年度分の徴収率は91.8%。前年度より3.9ポイント向上しています。それでも収入未済額は393万円となっております。滞納繰越分の収納率は9.5%と、前年の14.3%を下回りました。不納欠損処分を142万円実施しましたが、滞納額は1,378万円とさらにふえております。毎年90%前後という収納率の推移を見れば、これは当然のことであり、まさに普通徴収の方々にとっては過重な負担になっていると言わざるを得ません。

この高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を、これまでの50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、このうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金であります。全国市長会や町村会長が要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げて、介護保険料を引き下げるべきであります。平成24年度決算では、実質収支で457万円の黒字、介護保険給付費準備基金から4,613万7,000円繰り入れられました。それによって、準備基金の保有額は1億3,405万円となっております。

介護サービス給付費の当初予算に対する執行率、とりわけ居宅介護サービスの訪問介護や通所介護、訪問看護などの居宅サービス給付費が執行率が93.12%と、在宅介護を支えるかなめのサービスが当初予算を下回っているということになっております。一方、施設介護サービス給付費は110.4%と、当初予算を大きく上回っております。特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービスが、特別養護老人ホームの待機者が44名になっている。施設の定数が満杯で入所できない、そういう状況。老人保健施設もベッド数が不足をして、受け入れ先がなく病院から退院できない、こういう状況も生まれております。本当に介護施設サービスが、利用しようにも利用できないという状況になっております。

さらに、平成27年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や施設介護等の居宅費を対象から外されて、原則として全額を利用負担とされたことによって、まさに施設に入りたくても過重な負担によって入ることができない、こんな状況になっているわけであり、保険料や利用料の過重な負担は、これはもう認めがたいものであります。早急な市独自の減免制度や、やはり地域密着型のサービスを充実するなど、在宅介護を支える施設やサービスが必要だというふうに考えております。

我が国の高齢社会への展望は、平成27年にはひとり暮らしの世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加をする。認知症の高齢者も、現在の150万人から平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している、そういう状況を早急に改善することが必要であり、24時間巡回型介護サービス、あるいは地域密着型の多機能型施設介護サービス、そういうものを提供する必要がある。サービス基盤の整備が重要であるということを物語っております。

このことを求めて、私の討論といたします。

西川委員長 ほかに討論ありませんか。

溝口委員。

溝口委員 ただいま審議されております認第3号、平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、第5期事業計画の初年度であり、計画値と比較しますと、要介護認定者全体としては予測値をやや上回り、特に要支援認定者は計画値を100名程度上回っています。保険給付費においても、計画値との比較で全体として103%程度の執行率ということで、施設サービス、介護予防居宅サービスなどを中心に、第4期事業計画にはなかった伸びを見ております。介護保険料の収納額は、計画値をやや下回ったものの、現年度分は前年度を上回る99%の収納率となっております。

一方、介護給付費準備基金の取り崩しについては、4,613万7,000円が取り崩され、保険料不足として充当されました。こうした中、第4期から保険料を据え置かれ、基金の取り崩しなどで介護保険事業の健全な運営に苦慮され、努力されていることを評価するものであります。

また、介護予防の推進ということで、認知症予防など、介護給付費を少しでも抑制しようとする地域支援事業の取り組みも定着してきたことなど、一定の評価をするものであります。

しかしながら、この決算を見ますと、第5期になって介護給付費の実績値が計画値を上回り、高齢者の方がふえ、要介護認定者もふえていくことで、今後もこの傾向は強く表れてくるものと思われまます。介護サービスを必要とする方はもちろん、そういった方々を支える家族への支援などが適切に行われる体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用等、介護保険財源の円滑、適正な運営を図っていただくことを期待、また要望いたしまして、賛成討論といたします。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川委員長 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第8号、平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

それでは、認第8号、平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の245ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,427万8,000円、歳出総額、同額の1,427万8,000円、差し引き額はゼロでございます。実質収支額もゼロでございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。251ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では941万3,180円の支出でございます。主なものといたしましては、使用料及び賃借料で220万9,515円でございます。次に、2項審査会費、1目介護認定審査会費では418万7,935円の支出でございます。主なものといたしましては、報酬の380万4,000円の支出でございます。

戻っていただきまして、250ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では645万199円の収入でございます。2目市町村審査会共同設置負担金では30万4,731円の収入でございます。次に、2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では715万916円の収入でございます。2目一般会計繰入金では37万2,448円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,845万1,000円に対しまして、調定額1,427万8,294円、収入済額も調定額と同額の1,427万8,294円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

西川委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第5号、平成24年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

田中部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、認第5号、平成24年度葛城市給食特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

211ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明を申し上げます。

歳入総額といたしまして4億3,313万1,000円、支出総額といたしまして4億1,732万9,000円、歳入歳出差引額といたしまして1,580万2,000円となっております。

それでは、次に歳出よりご説明を申し上げますので、218ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目の学校給食総務費でございますが、支出総額8,097万8,432円で、主なものとしたしましては、1 節報酬で嘱託員の報酬として2,557万7,418円、7 節賃金で臨時雇用賃金といたしまして756万860円、また、13 節委託料といたしまして76万9,106円でございます。また、19 節負担金補助及び交付金といたしまして390万9,914円となっております。次に、2 目学校給食管理費でございますが、支出総額 2 億203万4,136円となっております。主な支出といたしましては、11 節需用費といたしまして2,256万8,598円、13 節委託料といたしまして144万7,845円、16 節原材料費といたしまして 1 億7,744万488円となります。次に、3 目学校給食センター建設事業費でございますが、支出総額 1 億3,431万6,296円となっております。主な支出といたしましては、13 節委託料496万6,500円、17 節公有財産購入費 1 億2,934万9,796円となっております。

以上、歳出合計といたしまして、4 億1,732万8,864円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。216ページをごらんください。

1 款分担金及び負担金の 1 目教育費負担金といたしまして 1 億6,445万7,690円でございます。

次に、2 款繰入金の 1 目一般会計繰入金につきましては 2 億6,816万円となっております。

次に、3 款繰越金の 1 目繰越金でございますが45万1,373円で、前年度よりの繰越金でございます。

歳入合計 4 億3,313万647円となっております。

次に、220ページをごらんください。

財産に関する調書でございます。公有財産の土地及び建物、また物品でございますが、土地及び建物として、平成24年度に新学校給食センター用に土地、建物を購入しております。土地につきましては4,429.97平方メートル、建物につきましては1,161.19平方メートルでございます。また、物品につきましては増減はございません。

以上、簡単でございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

西川委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

春木委員。

春木委員 平成24年度の報告書の80ページのところに、職員数及び人件費の状況ということで書かれております。ただいま決算で、賃金等と給料とか賃金とかでご報告があったところです。

具体的に、新庄学校給食センターと當麻学校給食センターに今分れておりますので、人員配置についてご説明をいただきたいと思っております。

それから、歳出の細目で219ページ、学校給食管理費の16 節原材料費でございます。今、特に地産地消ということで、近年精力的に取り組んでいただいておりますし、新しくできる新給食センターでもさらにそれを推進していこうということが目的の 1 つに挙げられておりますので、平成24年度の決算支出済額の中で、葛城市産あるいは奈良県産でどれぐらいの額がこの中に入っているのかということをご説明いただきたいというふうに思います。

以上です。

西川委員長 高橋所長。

高橋学校給食センター所長 ただいまの春木委員のご質問でございますが、職員数及び人件費の状況で、まず一般職2名となっておりますのが、新庄で1名、當麻で2名ということです。それと技能労務員でございますが、これにつきましては當麻で5名ということで、臨時職につきましては新庄で7名、當麻で3名という預かりになっています。これは、アルバイトを除く嘱託職員以上の職員ということで17名となっております。

それと、地産地消でございます。これにつきましては平成23年の調べということで、平成24年、ちゃんとしたまだ調べが届いておりません。まず、野菜全体であります。これにつきましては全体で4万9,635キロで、率に直しますと10.71%。それと卵を含めまして13.22%。それと、あと米でございますが、これは県産の米を使っておりますので、これを入れましたら47.57%となっております。

以上でございます。

西川委員長 春木委員。

春木委員 職員の配置のところで、ちょっとわかりにくかったんですが、一般職、新庄がゼロですか、當麻が2、何か1と、ちょっとわかりにくかったので、もう一度ご報告をいただきたいということです。

それから、平成24年度決算で材料費の葛城市産ないし奈良県産というのは、まだ所長のもとに届いていないということでございますか。今報告いただいたのは、これパーセンテージは重量価格ですか、それとも、14%ですか、そうですか。決算のときは額ということもかかわってきますので、できれば額、使った量のパーセンテージ、あるいは額、そのあたりも。なぜかといいますと、やはりこれからより進めていくという点では、地元の生産者の生産意欲ということもかなりかかわってくる問題ですから、その場合には量ももちろんそうすけども、額もです。重要な動機となっていくということもありますので、そのあたりは日々、月々きちっと統計を取っていただいて、報告できるようにしていただきたいということをお願いしておきます。

同時に、より進めていく上で、生産者側と使う側、あるいはその間に立つ流通側、この3者の連携がないと大きくは進まないということは、前の一般討論のときでも明らかになっておりまして、だから結構難しい問題も含んでいる。あるいは、調理する側も地産であがってくるものを調理するのにふさわしい調理器具の購入とか、洗い場の設定であったり、受け入れる場合の設定であったり、かなり複雑に絡み合ってくるので、今の間に十分そのあたりの検討を進めていただきたいというのが大きなテーマだと思うんです。

それと今、栄養士の方でレシピというんですか、調理されています。単なる例ですけど、ナスビなんかはかなり地元産が多いんですけども、どうも前に聞いたときは、子どもさんがあまり好まないということで、たしか使われている率が非常に少ない。単なる例ですけど、じゃ、そのナスビを使った料理、それを工夫できないかどうかという点では、やっぱり栄養士の方でもそういう地元の特産品に、あるいは季節的にもかかわってくるんですけど、それに着目してメニューで工夫する点はないのかどうかということも研究を始めていただきたい。

逆にまた、つくり手の方でも、新道の駅にかかわって特産品の開発が進んでいるわけですが、それとはまた別の角度で、積極的に学校給食の食材として提供していくんだという点からの作物、野菜なりそういったものの検討というようなものも農業サイドの方で検討していただくと。こういったことがないとなかなか、もう新しい給食センターがいつ建つかというのはいまだ日程に入っているわけですから、そちらの方の仕事の方も随時進めていっていただきたいということをお願いしておきまして、私の質疑は終わります。

西川委員長 1つだけ答弁言うてはるさかい、しといてや。

高橋学校給食センター所長 給食センター、高橋でございます。

ただいまの質問で、職員数、これ一般職の2名ということで、これは当麻の職員でございます。新庄の方には臨時職の方で嘱託でいますので。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

川西委員。

川西委員 219ページにあります、3目の学校給食センター建設事業費としまして1億3,431万6,296円が計上されております。どこまで、工事の進捗状況と、そして給食センターの稼働の大体の予定日等、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

西川委員長 所長。

高橋学校給食センター所長 給食センター、高橋でございます。

ただいまのご質問で、1億3,431万6,296円の支出でございます。これにつきましては、まず用地の境界測量を行いました。これが智原測量で金額が105万円でございます。それと、解体の建物がございましたので解体の設計、これにつきましては南海カツマ株式会社と契約しております。

川西委員 進捗状況。

高橋学校給食センター所長 すいません。まず、寺口の土地を購入いたしまして、そこにありました建物等を解体いたしております。それと現在、基本設計、昨年平成24年度の基本設計、出しております、これが繰越し事業といたしまして、現在執行中でございます。それと今年、平成25年度におきましては、次の段階といたしまして現在の敷地の造成工事を行う予定で、一般競争入札で10月の入札に向けて、現在手続を進めておるところでございます。平成26年度で実施設計に基づきます建築を行います、平成27年度に使用できるという今予定で進めております。

川西委員 平成27年の3月か。

西川委員長 所長。

高橋学校給食センター所長 予定といたしましては、4月を予定しております。

西川委員長 どうぞ。川西委員。

川西委員 じゃ、今現在はもう更地になっているというふうに解釈していいんですね。

高橋学校給食センター所長 はい。

川西委員 これから工事設計があるから何もしてないということで、平成27年4月に建設をされて、

稼働するのはいつの予定ですか。

西川委員長 所長。

高橋学校給食センター所長 今のところ、4月の稼働予定ということで進んでおります。

川西委員 ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論はないので、これより認第5号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第6号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

矢間部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第6号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書につきまして説明しますので、223ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額といたしまして412万5,000円、歳出総額としまして380万3,000円、歳入歳出差引額32万2,000円となっております。翌年度へ繰越しすべき財源はございませんので、実質収支額も同額の32万2,000円となっております。

続きまして、事項別明細の歳出からご説明しますので、229ページをお開き願います。

1 款住宅新築資金貸付事業費ですが14万5,336円の支出済額となっております。1 項 1 目一般管理費ですが、同額の14万5,336円で、11 節需用費におきましては3万4,336円、19 節負担金補助及び交付金で11万1,000円の支出済額となっております。

2 款公債費ですが365万7,345円の支出済額でございます。1 項 1 目元金といたしまして312万1,203円、2 目利子といたしまして16万4,518円、3 目公債諸費といたしまして37万1,624円の支出済額でございます。

歳出合計といたしまして380万2,681円の支出済額となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明します。228ページをごらんください。

1 款諸収入といたしまして384万6,048円の収入済額となっております。1 項 1 目雑入といたしまして、貸付金回収管理組合からの配分金といたしまして384万6,048円の収入済額でございます。

2 款繰入金についてはございません。

3款繰越金でございますが27万8,618円の収入済額となっております。

歳入合計といたしまして412万4,666円の収入済額となっております。

住宅新築資金の歳入歳出決算につきましては以上でございます。ご審議賜りますようよろしく申し上げます。

西川委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後4時35分

再 開 午後4時45分

西川委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、認第4号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川上下水道部長。

吉川上下水道部長 上下水道部の吉川です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま上程いただきました認第4号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

まず、実質収支に関する調書からご説明を申し上げますので、197ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は15億1,623万円、歳出総額は15億1,443万円、歳入歳出差引額は180万円となり、翌年度へ繰越すべき財源として4万8,000円でございます。したがって、差し引いた実質収支額が175万2,000円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明を申し上げますので、204ページをお開きください。

それでは歳出の方でございます。1款総務費、1目の一般管理費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、合わせまして1,389万1,251円で、職員2名分の人件費でございます。以下、主なものといたしまして、13節の委託料1,619万7,450円で、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料、マンホールポンプ維持管理業務委託料が主な支出となっております。次に、19節の負担金補助及び交付金では2億5,426万2,684円で、流域下水道の維持管理負担

金並びに下水道改造成成金180万円、これにつきましては、下水道、3年以内に接続をしていただいたお宅36戸分の助成金ということになっております。

205ページに移りまして、2款公共下水道事業費、1目下水道建設費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、合わせまして2,187万8,918円で、職員3名分の人件費でございます。以下、主なものといたしまして、13節の委託料2,504万2,500円で、測量設計委託料、公共汚水ます調査点検業務委託料でございます。めくっていただきまして、206ページでございます。15節の工事請負費です。6,505万6,950円で、下水道管渠布設工事、舗装復旧工事等でございます。次に、2目流域下水道事業費の19節負担金補助及び交付金では、流域下水道建設負担金等で4,771万9,340円の支出となっております。

次に、3款公債費でございます。1目現金の、23節償還金利子及び割引料につきましては7億1,536万5,754円の支出となっております。2目利子では、23節償還金利子及び割引料で3億2,057万6,809円の支出となっております。

歳出合計といたしまして15億1,442万9,395円の支出となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明を申し上げます。202ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料でございます。1目の下水道使用料では3億7,967万7,130円の収入済額となっております。また、2目の下水道手数料につきましては31万円の収入済額となっております。

2款国庫支出金、1目の公共下水道事業費国庫補助金でございます。1,860万円の収入済額となっております。

次に、3款の繰入金でございます。1目の一般会計繰入金といたしまして9億9,100万円の繰り入れとなっております。

4款繰越金でございます。1目の繰越金といたしまして183万218円の前年度繰越金の収入済額となっております。

203ページに移りまして、5款市債でございます。1目の下水道債として、1節公共下水道事業債といたしましては6,540万円、2節流域下水道事業債4,760万円の収入済額となっております。

次に、6款県支出金でございます。1目の下水道費県補助金といたしまして、緊急雇用創出事業補助金といたしまして1,181万2,500円の収入済額となっております。

以上、簡単ではございますが、平成24年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

西川委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第10号、平成24年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

吉川部長。

吉川上下水道部長 上下水道部の吉川です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま上程いただきました認第10号、平成24年度葛城市水道事業会計決算についてご説明を申し上げますので、11ページをお開き願います。

まず、総括事項の営業でございますが、本年度末の給水戸数につきましては1万3,342戸で、前年度より162戸増となっております。給水人口につきましては、3万6,564人で、226人の増となっております。有収水量につきましては450万8,000立方メートルで、前年度より32万6,000立方メートル減となっております。なお、1日の平均配水量1万2,937立方メートルで、ピーク時におきましては1日の最大配水量といたしまして1万5,524立方メートルとなっております。

めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

建設改良でございます。本年度は兵家浄水場内の緩速ろ過池更生工事、新庄浄水場内高速凝集沈殿池減速機取替修繕工事並びにろ過機修繕工事、竹内浄水場記録計更新工事を実施いたしました。前年度に引き続きまして老朽化に伴う配水管布設替工事、並びに配水管の新設工事を施工いたしました。なお、主要建設工事の内容につきましては14ページに記載をしております。

次に、経理についてでございます。地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努めまして、損益収支につきましては、水道事業収益6億3,367万5,569円に対しまして、水道事業費用は5億8,600万5,284円で、4,767万285円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、収入額7,397万2,175円に対しまして、支出額は3億3,877万9,765円でございます。不足額2億6,480万7,590円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金において補てんいたしております。なお、補てん財源明細につきましては3ページに掲載をいたしております。

続きまして、収益費用明細につきまして、項目別に説明をさせていただきます。18ページをお開きください。

収入から説明をさせていただきます。1款水道事業収益は、消費税抜きで6億3,367万5,569円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では6億2,570万4,229円となっております。1目給水収益では6億478万9,814円の水道使用量の収入でございます。2目受託工事収益では936万4,870円でございます。給配水受託工事に伴います工事収益でございます。3目その他営業収益では1,154万9,545円で、その主な内訳につきましては、量水器ボックスなどの材料売却収益と、下水道使用料の徴収手数料等の収入でございます。続き

まして、2項営業外収益では797万1,340円でございます。主な内容といたしまして、1目受取利息及び配当金では、預金利息等で552万8,323円、3目雑収益では無線基地用地等の賃借料で237万5,209円などの収入でございます。

19ページに移りまして、収益的支出でございます。

1款水道事業費用は5億8,600万5,284円でございます。内訳といたしましては、1項営業費用は5億4,995万3,749円で、1目原水及び浄水費では2億5,088万2,917円でございます。主なものといたしましては、職員3名と嘱託職員2名、日々雇用職員1名分の人件費関係といたしまして、1節給料から5節の法定福利費まで、合わせまして3,373万5,932円となっております。めくっていただきまして、20ページをお開きください。16節の委託料につきまして1,985万4,225円で、水質検査また設備保守点検等の委託料でございます。21節の動力費では2,483万2,359円で、原水取水に係ります取水ポンプ及び浄水ろ過ポンプ等の動力費でございます。22節の薬品では862万4,628円で、原水ろ過に係ります次亜塩素、炭酸ガスなどの薬品購入費でございます。31節の受水費では1億4,452万2,369円で、原水96万2,598立方メートルで、受水率といたしましては20.38%で、県原水受水費は1億3,476万3,720円、原水取水費は975万8,649円となっております。

次に、2目の配水及び給水費では2,578万7,809円でございます。主なものといたしましては、職員2名の人件費と、1節給料から5節法定福利費までの、合わせまして856万3,431円となっております。21ページに移りまして、16節委託料でございます。221万3,860円は、8年の量水器検査満了に伴います量水器の取替委託料などでございます。次に、19節の修繕費でございます。1,170万1,000円となっております。給水管、配水管などの修繕費でございます。

続きまして、3目の受託工事費では1,360万3,299円でございます。主なものといたしましては、職員1名の人件費と、1節給料から5節法定福利費までの、合わせまして474万5,829円となっております。めくっていただきまして、22ページをお願いいたします。32節工事請負費では880万8,000円で、配水管新設受託工事費の支出となっております。

次に、4目の総係費では8,860万1,182円でございます。主なものといたしましては、職員5名と嘱託職員2名、日々雇用職員2名、及び水道事業運営委員報酬などの人件費関係といたしまして、1節給料から5節の法定福利費までを合わせまして4,604万6,862円となっております。23ページに移りまして、12節の光熱水費510万8,233円で竹内浄水場と新庄浄水場管理棟の電気料金などでございます。16節の委託料では2,086万1,722円で、電算システム保守あるいは検針業務並びに浄水場の監視業務委託料などで支出でございます。

めくっていただきまして、24ページでございます。5目の減価償却費では1億6,695万491円の支出となっております。備考欄に記載のとおり、建物、構築物等の有形固定資産の減価償却費でございます。

次に、6目の資産減耗費でございます。380万4,851円の支出となっております。有形固定資産の除却費及び棚卸資産の減耗費でございます。

次に、2項の営業外費用は3,433万7,335円ございまして、主なものといたしましては、

財務省及び地方公共団体金融機構への企業債利息でございます。

次に、3項の特別損失171万4,200円、これにつきましては、破産あるいは無断転出などにより住所が特定できないため生じた料金徴収不能分でございます。

25ページに移りまして、資本的収支のご説明をさせていただきます。

まず、資本的収入といたしまして、1款の資本的収入は7,044万9,763円でございます。これにつきましては、5項の負担金その他諸収入といたしまして、新設工事に係ります給水分担金収入といたしまして6,327万6,263円と、舗装工事に伴います工事負担金収入717万3,500円でございます。

めくっていただきまして、26ページをお開きください。

資本的支出でございます。1款資本的支出は3億3,008万2,168円でございます。内訳といたしましては、1目浄水設備費では浄水設備の改良工事の設計業務委託料並びに改良工事費等で3,302万5,000円、2目配水設備費では配水管の新設及び布設がえの設計委託料や工事費で1億3,656万8,000円、4目の固定資産購入費では787万402円は、量水器の購入費、車両運搬具購入等の支出となっております。

3項の企業債償還金1億5,261万8,766円は、財務省と地方公共団体金融機構に対しまして、元金償還金でございます。なお、企業債明細書は28ページから29ページに掲載をいたしております。

続きまして、貸借対照表の説明をさせていただきます。8ページにお戻りください。

まず、資産の部といたしまして、1の固定資産（1）有形固定資産につきましては、（イ）の土地から（ト）の建設仮勘定までの合計57億1,322万1,015円でございます。9ページに移りまして、2の流動資産につきましては、（1）現金預金から（7）のその他流動資産まで、流動資産合計が24億8,567万1,294円ございまして、固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は81億9,889万2,309円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定負債につきましてはございませんでした。4の流動負債につきましては、次の10ページにまたがりませんが、未払金からその他流動負債までの合計1億3,507万371円ございまして、負債合計も同額となっております。

次に、資本の部でございます。5の資本金につきましては、（1）自己資本金と（2）借入資本金の資本金を合わせまして、資本金合計は10億5,954万964円でございます。6の剰余金につきましては、（1）資本剰余金では（イ）の国県補助金から（ハ）のその他資本剰余金までの合計が53億8,360万9,373円でございます。（2）の利益剰余金では、（イ）の減債積立金、（ロ）の利益積立金、（ハ）の建設改良積立金と、（ニ）の当年度未処分利益剰余金を合わせまして、利益剰余金合計につきましては16億2,067万1,601円でございます。剰余金合計につきましては70億428万974円ございまして、資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は80億6,382万1,938円で、負債と資本を合計いたしまして、負債資本合計は81億9,889万2,309円でございます。なお、この額は9ページの資産合計と合致しております。

以上、簡単ではございますが、平成24年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西川委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、認第10号の平成24年度葛城市水道事業会計決算の認定について、質疑を行ってまいりたいと思います。

平成24年度の決算において、有収水量が450万7,799トン、平成24年度の有収水量を見ますと483万4,458トンということで、約32万3,000トン減っております。この分を、いわゆるシャープの使用水量と比較をすると、平成23年度、平成24年度と比較をしますと、30万6,000トンぐらい減っているわけでありまして。おおむねその分が今回の平成24年度の決算に影響をしているということだというふうに思うわけでありまして。

その結果、供給単価はやはり6円弱低くなり、トン当たりの利益も、平成23年度の15円7銭から7円64銭と半減をしている。その結果、水道事業収益の純利益も大きく減少し、平成23年度では純利益が8,883万6,000円余りありましたが、平成24年度の決算では4,767万円となっていて、これも半減とは言わないまでも大きく減ってきている、こういう状況になっています。それでも4,767万円の純利益が出たということは、これは今後の施設の老朽化に向けていろいろ準備をしていかなきゃならないという中で、光明だというふうに思うわけでありまして。この点、私の分析というか、見方がどうであるか、ひとつご所見をお聞きしたいということでありまして。

それと、有収率が平成24年度は95.46%であります。平成23年度が96.64%ですから、やっぱり1ポイント以上後退をしているということになっているんですね。1.18ポイント下がってきているということです。これら、日夜経営努力をされ、原水の確保に奔走されているというのはよく承知をしているわけでありまして、経営環境が激変してきているという状況の中で、やはり有収率の維持、向上というのは大切なことになってくるのではないかと、このように思っております。そういう点で、有収率そのものがどういう要因によって前年度と比較して下がったのか、この点、お伺いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

西川委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課長の川松です。どうかよろしく願いいたします。

先ほどおっしゃいました、1立方メートル当たりの利益の減少ということで、回収率のお話でございますけれども、これまでは葛城市はエース社という、シャープという大口の受水者がおられまして、大口受水者として大量の水を買っていただくことで、その分の収入を見込ませていただいております。

今回、最高では平成17年に約90万トン買っていただいておりますが、平成24年度には24万4,198立方メートルに落ち込みました。水道というのは、基本的には水の売り買いで成り立っておりますが、買ってくれるところが急激に少なくなったわけでございますから、入ってくるお金は少なくなる。でも、それをいただきながら賄っていかなければならないのですが、今までは、それが黒字が出ておりました。でも、さらに黒字になっていたのは水の売り買い以外の利益があって、さらに8,000万円から1億円程度の黒字を計上しておりました。

平成24年度では水の売り買いの収益が今のところでプラスになりました。とともに、それ以外の収益のプラスもあるので、総合的に水道会計として黒字になりました。収益的収入及び支出の差額、黒字は4,767万285円でございます。まさしくシャープ様が、一応平成23年度に比べまして30万6,418立方メートルの減でございます。減収といたしましては7,966万8,680円の減収を起しました。

白石委員がおっしゃったように、回収率では給水原価を分母に126円52銭、供給単価134円16銭で、106%でございますけれども、この回収率が100%を大幅に割り込んできますと、料金改定に向けて考慮、検討が必要になってきます。しかし、この段階でもやはり予断は許されず、コスト縮減に向けた改善策の検討が必要であると事務局では考えております。

次に、有収率でございますけれども、有収率につきましては現在96.64%で、平成24年度は前年度に比べて1.18%の減少となっております。これにつきましては、事務局といたしまして検討いたしましたら、老朽化の布設がえの工事の洗浄の時間の短縮、あるいは検針時に水道使用量が増加しているところは確認作業等を即時行って、漏水等の早期発見、即座の対応に努めてまいろうということになっておりますけれども、これの主な理由といたしましては、やっぱり配水管、給水管の漏水件数の増と、昨年度臭気対策で1週間ほど末端についてのドレンを水抜き等をしたので、それについての増加分として、残念ながらその分が一応5万5,663立方メートル、1.18%の減として事務局としては見ております。これについては、先ほど申しました、即座の修繕作業に走ろうということだと思っております。

また、平成23年度の配水管、給水管漏水修繕は91件ございましたけれども、平成24年度は98件ございまして、これについてもやはり増ということで、これも検討の中で入れております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長の方から、現在の葛城市の水道事業の経営環境、実態についてご答弁をいただきました。私が資料を見せていただいて、評価の内容と一致するものと思います。

これは、市の水道局がいかなる努力をしても、お客さんが、やはり受水量が減れば致し方ないことでありますけれども、しかし、葛城市の水道事業にとっては、これは大きな、利益を上げる上では貢献をしていただけてきたわけでありまして。

これから、もちろん配水、給水していただく、使用水量をふやしていただく、そういう企業努力をしていただくということとあわせて、やはり自前で水道事業の経営改善をさらに進めて、このままずるずると行って、回収率100%を割っちゃうというふうなことになるのは、これは大変なことになります。しかも、課長も言われたように、老朽管を初め、配水池、その他施設設備が老朽化をしています。水道ビジョンをせっかく策定したけれども、見直しをしていかなければならないという状況であります。県水の二部料金制の決定とあわせて、我が葛城市が水道事業においてどのような道を選択するかということは、ここ数年、やはり確定をしていかなきゃならないことだというふうに思います。

そういう意味で、日々の業務に全て手がとられるということではなくて、水道ビジョンは

ビジョンとしてつくったけれども、今後、老朽化した配水、浄水池等の施設整備の更新をどうしていくか、これをどう計画的にやり上げていくかと、その中でどのように資金を調達し、やっていくかということを含めて、やはりプロジェクトチームとまでは言わないまでも、日常の業務とはまた分けて、やはりきちっとつくっていただきたい、こういうふうに思っています。

今は幸いにして、先人たちが40年、もう50年にもなりますか、水道の施設設備を膨大な資金をかけて設置をしていただいた。その資産、施設設備の上に立って、収益が出せる体質になっているけれども、これが一挙に設備を更新するということになると、これはもう大変なことになる。減価償却がふえる、起債の元利償還がふえてくる、こういうことになるわね。これは思うだけでも、考えるだけでも恐ろしいと、こういうふうに思うので、それは中長期的なぜひ計画を一度つくっていただいて、そして私としては、小規模であっても自前で水道事業を維持しつつ、県水を活用していくということだと思っていますけれども、それだっかわかりません。ぜひ、今これから考えていくこととして、有収率を上げる努力は努力として一生懸命やっていただくとともに、ぜひ吉川部長を先頭に取り組んでいただきたい。これはもう部長の仕事として捉えてやっていただきたい、このように思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了をいたしました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、2日間にわたる決算審議、大変ご苦労さまでございました。いろいろな事情から、大変きつい日程を組みまして申しわけないなと思っておりましたけれども、慎重に全ての10会計の決算を審査いただきました。まことにありがとうございます。そして、円滑に会議を進められたことを深く感謝し、お礼を申し上げます。

理事者に申し上げます。今回、各委員より出されました意見や要望を真摯に受けとめられて、平成26年度予算の編成に生かしていただき、市政の執行に当たられますよう要望いたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時28分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長

西 川 弥三郎